

# The Kansai University Bulletin

Osaka, April 15th, 1929 No. 68

# 關西大學報

行發日五十月四 號八十六第 年四和昭



本年度法文法律學科卒業生

阪 大

番九四〇一(堺佐土) 話電  
番三二一(田吹)

關西大學報局

振替貯金口座  
大阪五七八八二一

# 千里山學報

## 第六十八號

### 婚約指輪について

——其沿革及び法律上の性質——  
關西大學教授 木村健助

#### 目次

拂繪	本年度法文學部法律學科卒業生（表紙）
昭和四年度卒業式	校友會春季大會
里山會卒業生送別記念撮影	本年度經濟學部經濟學科及商業學科卒業生
科卒業生	本年度專門部商業學科卒業生
婚約指輪について	關西大學教授 木村健助
労動法の基礎觀念（四）	關西大學教授 吉田一枝
學內報	卒業式並修了式舉行 入學試驗施行
一本學理事監事改選	辭令 教員囑任 教員辭任
關西大學第二商業學校彙報	本學講師千賀鶴太郎博士の訃 附屬
校友彙報	
學生彙報	
英國から歸つて 立教大學商學部教授校友	
金融資本	板橋菊松 濱戸健助
雜錄	

古代の人民は恐らく之を裝身の具として用ひ始めたものであらうが、指輪は又文字や記號を刻し印章として極めて重要な用途をもつてゐた。印章であるから從つて又所持者の身分を委任するといふ意味をもつてゐたのである。それがその指輪を臣下に授けるといふことは權限とか地位とかを示すことにもなり、例へば王の高官のみが金の指輪を帶びる權利 *jus annelli aurei* を與へられた。この權利は追々廣く許されることになつたが、然し共和政時代まで未だ一般市民には鐵製のものしか許されなかつた<sup>1</sup>。

エジプトで紀元前約一千四百年第十二王朝時代に用ひられてゐたものである。紀元前約千六百年第十八王朝から同じく約千二百年第二十王朝頃にかけてエジプト人が用ひた豪奢な純金の指輪も數多く殘つてゐる。其外カルディア、フェニキア、アッシリア、ペルシア、インド、支那等でも餘程昔から用ひられてゐた。創世紀にも所々に指輪のことが記されているところを見ると當時ヘブライ人の間でも之を用ひてゐたことがわかる。ギリシア、ローマに於ても又盛んに用ひられた。

古代の人民は恐らく之を裝身の具として用ひ始めたものであらうが、指輪は又文字や記號を刻し印章として極めて重要な用途をもつてゐた。印章であるから從つて又所持者の身分を委任するといふ意味をもつてゐたのである。それがその指輪を臣下に授けるといふことは權限とか地位とかを示すことにもなり、例へば王の高官のみが金の指輪を帶びる權利 *jus annelli aurei* を與へられた。この權利は追々廣く許されることはになつたが、然し共和政時代まで未だ一般市民には鐵製のものしか許されなかつた<sup>1</sup>。

かくの如く指輪は廣く用ひられてゐたが、所謂婚約指輪の風習といふものはいつの時代から始まつたものであるか。

ヘブライ人の間に於てもギリシア人の間に於てもゲルマン人の間に於ても、婚約即ち婚姻の前に婚姻豫約を締結するといふことが行はれてきたやうである<sup>2</sup>。婚約指輪の風習が始めた史上に見えるのはローマ人の間に於てである。

ローマ人は婚約 sponsalia を結ぶ際に式を挙げ婚約を象徴し之を證據立てる品物として婚約指輪 annulus sponsalis を授受した。指輪は婚約の男から相手方の女に手交された。此場合指輪は手附 artha であると言ひ又擔保物 pignus であると言はれた<sup>3</sup>。

指輪を手附金の代りとして交付するといふことは賣買契約の場合にも行はれた。ローマ法學說彙纂の中にウルビアーヌスは葡萄酒の賣買契約の手附として指輪を渡す例を擧げ<sup>4</sup>、又油商が手附として指輪を受取る場合を述べる<sup>5</sup>、だから指輪を授受する習慣は單に婚姻豫約の場合に限らなかつたことは確かである。

ゲルマン人の間に於ても婚姻に先立つて必ず婚約の式を擧げるべきものとされ、婚約式は婚姻の成立の一要件であつた。婚約の際には婚約男女の結合の象徴として種々の習俗が行はれたが、婚約指輪は男が女の左の手の第四指即ち藥指 digitus medicinalis にはめてやるのが習慣だつたが、アウルヌス・ゲルリウスの説明によると左手第四指から心臓まで一つの血管が走つて居るから、此指にはめて心の末にフン族のアチラ王が侵入して來た折に、王はヴァレンチニアヌスの妹ホノーリアか

びつけるのだといふのである<sup>6</sup>。第四指のことをまた digitus annulatus とも名付けた。

次に指輪をはめて居るのは約定済の女子であるといはれ、婚約せんとする男が相手の女子に指輪をはめてやるそのことは後世の婚約接吻と同様に先占の意味を示すものであるとも言はれてゐる<sup>7</sup>。

更に又指輪は婚約の贈り物の一つであるから手付の意味をもつ一方贈與の意味をももつて居ると解せられたのである<sup>8</sup>。例へばバウルスは婚約の男が婚約の女の許に第三者の所有に屬する指輪を送り届け、婚姻の後其指輪の代りに彼自身の所有に属する指輪を與へたならば、後の指輪は新らしき贈與と認められないと解せられてゐる<sup>9</sup>。

ローマの初期には指輪は飾りのない鐵製のもののみであつたから婚約指輪ももとより質素な鐵指輪であつた<sup>10</sup>。其後純金の指輪が現はれスキピオ・アフリカーヌスの時から寶石をはめこむやうになつて次第に贅澤なものが造られるやうになつたけれども<sup>11</sup>、婚約指輪は永くその傳統を守つて紀元第一世紀頃迄相渝らず鐵製のものが用ひられた。

ら指輪を贈られたので婚約が成立したものと信じたと傳へられてゐる。第六世紀の初フランク王クロヴィスは妃クロチルドとの婚姻の式を基督教に従つてランスの寺院で舉げ指輪の授受をしたと言はれてゐる。

第八世紀に至つてロンバルド王ルイトプラントの法規集中には明かに婚約指輪の授受のことを規定してゐる。又西ゴートの法律の中にも婚約指輪の規定があつて、ローマ法に於ける意義を繼承してゐる<sup>12</sup>。

#### 四

基督教弘通の後もこの異教徒の間に端を發した婚約指輪の慣習は廢らずに傳へられた。教會法が一般の婚姻を支配するやになつて婚姻式とそれに先づ婚約式が教會で擧げられることになると婚約指輪の授受は基督教的儀式と化して了つた。婚約指輪は純金製になつてからも決して寶石の飾りをつけなかつたし又彫刻を施さなかつた。形は圓くて切れ目のないやうに作られた。寶石とか彫飾の模様とかいふものは昔から俗間に幾多の迷信を生んでゐるから不吉を忌むために一切を避けたのである。又形は斷綻を嫌つて永久に別れることのないといふ意を表はしてゐるのであつた。婚約式のとき指輪が女の手に渡される前に先づ司祭によつて祝福を與へられるのもその爲である<sup>13</sup>。

基督教の隆盛になつた中世時代には婚約指輪の慣習は益々ひろく行はれるやうになり、同時に婚姻指輪の習俗も行き亘つてきつた。當時の婚約式は教會で三人若くば四人の證人の面前で司祭の手によつて行はれた。婚約指輪も婚姻指輪も授受のし方は同じであつて、指輪

は先づ司祭によつて祝福を與へられ婚約の男に渡される、男は受取つた指輪を再び司祭の手に返し、司祭は之を女の指にはめてやる。ローマ人は専ら左手の第四指にはめる風が出来た。司祭は男から返された指輪をもつて一旦女の右手の親指に通してやる、その後に通す、男が言ふ『父と』、次で司祭は指輪を第三指に通される、『聖靈の名に於て』と男が言ふ。地方によつては右手の第四指にはめるやうに教會が規定してゐるところもあつた。

又從前通り左手の第四指にはめて居る地方でも其理由が變つて來て、基督教の僧正が職務上はめてゐる指輪即ち僧正の格式を示し且つ完全無缺の貞潔の證となる指輪が左手にはめられる習慣だつたから、之と區別する爲に婚約指輪は右手にはめるものだと説明されることもあつた<sup>14</sup>。

婚約指輪の慣習が追々時代を経また地域も廣く行はれるに至つて地方地方により慣習がまちまちになつて來たので、簡単に女子のはめて居る指輪を以て直ちに婚約の成立を推定するといふことが六ヶ敷くなつた。既にトレン

トの宗教會議以前に婚約指輪の問題は教會法學者の間でいろいろと論ぜられた。例へば女子が指輪を帶びて居ることは既婚の女たる證據となるかといふことが問題となつた。學者の通説として、慣習により既婚の女子のみが指輪を帶びて居る地方では反證のない限りそれが出來ないといふ事実は婚姻の推定をなし得るとせられた。又例へば或る男が或る女に指輪を與へられた。又司祭の手によつて行はれた。婚約指輪も授受のし方は同じであつて、指輪

ふことが問題となつた。この問題は稍複雑で學者の意見は必ずしも一一定してゐなかつたが大體次のやうに説明された。即ち指輪の交付は或る場合には婚姻豫約の成立を示し或る場合には婚姻の成立を示すものであるから一概

に何れとも推定出来ない、慣習によつて婚約の際にのみ指輪を授受する地方では之によつて婚姻の際にのみ指輪を授受する地方では之によつて婚姻を推定することが出来る。此によつて婚姻を推定することが出来る。此によつて婚姻が混同され其何れもが並び行はれる地方では何れか一方に推定することが不可能であるから、此場合には婚約の成立を推定してもいけないと婚姻の成立を推定してもいけないと説かれた。更に又婚約指輪の慣習も婚姻指輪の慣習もない地方では如何かと言ふと、或る男が或る女の指に手づから指輪をはめたりしてやつた場合には反證のない限り婚約の推定をなし得るし時によつては婚姻の推定もなし得る。然し單に男が女に指輪を與へたといふのみならば、婚約を推定することも出来ないし婚姻を推定することも出来ないと説明された<sup>15</sup>。

以上に述べた如く婚約指輪の風習は文献によればローマの初期に始めて現はれて居るのであるが、其事實は恐らく更に古へに溯つても見られたことであらうと思ふ。

婚約指輪若くは婚姻指輪の風習は掠奪婚の痕跡を示すものであつて、指輪は其折の鎖の一片を象徴するものであると言ふものがある<sup>16</sup>。俗間多くはれる説もそれである。もとより直ちに信をおくことは出来ない。少くとも前述の沿革は未だそのやうな推定を容れることが出来ないやうである。假にかかる推定が許されるならば、寧ろローマの古俗から賣買婚姻の痕跡を求める方が因縁が近いかも知れないがそれは六ヶ敷い問題である。此處では婚約指輪の法律上の性質を今一應考へて見るに止めよう。

先づローマ古法時代に於ては指輪は賣買契約の際手付金の代りとして交付された。婚約指輪は婚姻豫約に關する證約手付の性質をもつ

約指輪の風習は遂に北歐スカンディナヴィアの地方にまで行き渡つた。

ユダヤ人の間でも婚約指輪若くは婚姻指輪はなかつたやうで之が取り入れられたのは矢張中世以後であると言はれてゐる。ユダヤ

法では婚姻の儀式に先んじて婚約の式を擧げることになつてゐたが、後に至つて婚約の式は婚姻の式と合して同時に行はれる習慣となつた。指輪は婚約の男の手から相手の女の手にはめてやり、男は女に對して『汝はモーゼとイスラエルの法に從つて予に嫁す』と言ふ。指輪をはめる指は右手の第三指に定つて可能であるから、此場合には婚約の成立を推定してもいけないと説かれた。更に又婚約指輪の慣習も婚姻指輪の慣習もない地方では如何かと言ふと、或る男が或る女の指に手づから指輪をはめたりしてやつた場合には反證のない限り婚約の推定をなし得るし時によつては婚姻の推定もなし得る。然し單に男が女に指輪を與へたといふのみならば、婚約を推定することも出来ないし婚姻を推定することも出来ないと説明された<sup>17</sup>。

#### 六

てり居又豫約履行の擔保たる性質をもつてゐたのである。婚姻豫約の際用ひられた指輪は當時は鐵製であつたが、之を帶びるゝとは一般平民に許されなかつた特權であつたし且つ指輪が印章であつたことから考へると婚約の指輪を授受するといふことは相當に重要な意義をもつてゐたものであつたに違ない。そして又古法時代の婚姻豫約は問答契約 stipulatio の形式で締結され慣習法上の效力をもつてゐたと考へられるから婚約指輪の手付としての意味も鮮明になつて来る。

クラシック法時代になると婚姻豫約は單なる約束 factum を以て結ばれるゝとなり從つてその效力も發生しなかつたやうである。だから婚約指輪も甚だ軽い意味しかもたなくなつて來たわけである。一方に於ては婚姻豫約の際男より女に贈與品を送る習慣が發達し後代の所謂婚姻前贈與 donatio ante nuptias の基をなす程盛んになると、指輪も贈與品中の一つに過ぎなくなつた。婚約指輪が貴金属で作られるやうになり、指輪は女子の裝身具として次第に多く用ひられるやうになつたのも此時代である。

降つて教會法時代に入ると基督教諸國では婚姻豫約が成立すればその效力が當然發生するものとされ、婚姻指輪の授受は婚姻豫約の形式的要件であるから指輪は豫約成立の證據として再び法律上の性質を帶びるに至つた。然しながら嘗てローマ法に見たところの手付とか擔保の意味は唯用語の上にその跡を止めて居るに過ぎない。

更に降つて教會法が一層廣い地域に亘つて行はれるやうになると婚約指輪の習慣も各地方

によつて相異なるに至り一定の法律上の性質を認めることが困難になり、やがては婚約指輪は單に禮儀的なものに過るくなつて行つたのである。

註 i. J. Marquardt, *La vie privée des Romains*, trad. par V. Henry, tome I, p. 327, 347. — L. Bourdeau, *Histoire de l'habillement et de la parure*, p. 288.

2. ジャコブス (Jacques Cujas) のむかへ婚約指輪の風習はローマ人以外にも古く行はれてゐた  
るが、アラム人の間からだな。  
Cf. A. Colin, *Des fiançailles*, p. 41. J. Lafourcade, *Etude historique des fiançailles* p. 69.

3. Colin, op. cit. p. 40.—Lafourcade, op. cit. p. 69  
4. 3. L. II § 6 D. XIX, 1 De act. empti venditi.  
5. 5. L. 5, § 15. D. XIV, 3 De, instit. act.

6. Aulus Gellius, X, 10 (Colin, op. cit. p. 41; Marquardt, op. cit. tome II, p. 359 引用)

7. Colin, op. cit. p. 41  
8. A. Esmein, *Mélanges d'histoire du droit*, p. 64.  
Paulus I, 36, § 1, D. XXIV, 1, De donatio nibus inter virum et uxorem.

9. 10. Colin, op. cit. p. 41.—Marquardt, op. cit. p. 347  
11. Marquardt, op. cit. p. 359, 365.

12. Colin, op. cit. p. 86, 87.—Lafourcade, op. cit. p. 38, 39.  
13. Colin, op. cit. p. 123.  
14. De Smet, *Les fiançailles et le mariage*, p. 165, 166.

15. A. Esmein, *Le mariage en droit canonique*, tome I, p. 196—198.  
16. Renton & Phillimore, *marriage and Divorce*, p. 50.

17. Westermarck, *History of Human marriage*, vol. II, p. 444.

18. Westermarck, op. cit. vol. II, p. 277.—Bourdeau, op. cit. p. 279

19. 婚姻指輪の風習は古く印度にみゆつたらしい。一つ頃のこゝであるか今之を明かにしない。  
又一種の婚約指輪の風習が今日未開の民族の間に見られる。例へばアフリカのヤンベシの人々、インダのアッサム地方の或る土人は之をやつて居る。

勞働法の基礎觀念 四	
關西大學教授 吉田一枝	日本憲法第十九條 日本臣民は法律命令の定むる所の資格に應じ均しく文武官に任ぜられ及との他の公務に就くことを得
D. 司法參與權と陪審法	獨逸憲法百九條一項(1)項 總じての獨逸人民は法律の前に平等なり男子及女子は原則として公民としての同一の權利を有し義務を負ふ (alle deutschen sind vor dem Gesetz gleich. Männer und Frauen haben grund-sätzlich dieselben staatsbürglerlichen Rechte und pflichten.)
立憲政治は三權分立の政治であり法治政治であり萬機公論に決するの政治であり國務大臣責任政治である。立憲政治は國家の機關と國民の協力とによつて國務を行ふ政治である。而して憲法上國家統治の方法は立法司法行政の三作用に分たれてゐる。立法に付ては帝國議會の協賛あり行政に付ては帝國議會の監督并に地方自治の制度がある。而して兩者とも國民をして國家の政務に參與せしめてゐるに獨り司法に付ては官吏である専門の裁判官に委せて少しも國民をして關與せしめなかつたのである。これでは憲治政治としては完全な制度とは云へないのである。	獨逸憲法百九條一項(1)項 總じての獨逸人民は法律の前に平等なり男子及女子は原則として公民としての同一の權利を有し義務を負ふ (alle deutschen sind vor dem Gesetz gleich. Männer und Frauen haben grund-sätzlich dieselben staatsbürglerlichen Rechte und pflichten.)
市民の投票の権利は合衆國により又は何れの州によりても性別のために拒否若くは減殺せらるるゝことなかるべし	北米合衆國増補修正憲法十九條一節 合衆國

瑞西憲法四條 總じて瑞西人は法律の前に平等なり瑞西に於ては政治的隸屬なく又地方門地個人若くは家の特權を存せず	sent et demeurent libres et égaux en droits.) 15々
我國が陪審制度を採用するに到つた理由は茲に存するのである。陪審は憲法政治に伴ふ司法の行使である。裁判の生命は判断の公正正義と國民の信賴悦服とに存するのである。之がためにはさうしても法律を裁判上運用するに當り國民の參與を認めなければならぬのである即ち裁判所を一般民衆の基礎の上に立たしむる様にしなければならないのである	同六條 法律の眼中には凡ての公民は平等なら (Tous les citoyens étant égaux à ses yeux) 故に公民はその能力に應じ自己の價值及自己の技能による外他の區別なく均しく凡ての尊號、公の地位及職務に任せらるる)とを得
佛國人權宣言一條 人は出生及生存に於て自由及平等の權利を有す (Les hommes naissent et demeurent libres et égaux en droits.) 15々	その他參政權に付ては伊國憲法廿四條、和蘭憲法五條、壞國憲法七條等の規定するところである。

陪審制度は裁判を行ふに當り専門の裁判官の外に素人たる國民を參與せしめて裁判をなす制度である。即ち民衆の意思を司法に容るることである。要するに陪審法により立法行政と共に司法にも交渉を是認せられ立憲的民衆的な裁判制度が確立し立憲政治の基礎が愈強固となつたのである。普通選舉は立法の民衆化社会であり地方行政は自治行政であり陪審法は司法の社會化であり自治化であり民衆化である。立法も司法も行政も國民にその參與の権を與へると云ふことは即ち愛國心を養成せしむる所以である。この參與の権を國民に與へることが多ければ多いだけ廣ければ廣いだけそれ丈け愛國の民、忠君の民を廣く多くする所以である。民は國の本である、民權は出來るだけ之を多く廣く與へなければならぬ。

## 二 所有權の不可侵

之は財產に對する保障である

日本憲法廿七條 日本臣民はその所有權を侵さることなし公益のため必要なる處分は法律の定むるところによる  
獨逸憲法百五十三條一項 所有權は憲法によりて保障せらる(die Eigentum wird vor der Verfassung gewährleistet.) その内容及限界は法律により之を定む云々

ベルギー憲法十一條 何人も公共の目的のために法律の定むる場合及形式に於て且つ豫め正當なる補償を受くるにあらざればその所有權を奪はるゝことなし  
北米合衆國増補修正憲法五條 又適法の手續によらずして生命自由若くは財產を奪はるることなし又私有財產は正當の賠償なくし

陪審制度は裁判を行ふに當り専門の裁判官の外に素人たる國民を參與せしめて裁判をなす制度である。即ち民衆の意思を司法に容るることである。要するに陪審法により立法行政と共に司法にも交渉を是認せられ立憲的民衆的な裁判制度が確立し立憲政治の基礎が愈強固となつたのである。普通選舉は立法の民衆化社会であり地方行政は自治行政であり陪

審法は司法の社會化であり自治化であり民衆化である。立法も司法も行政も國民にその參與の権を與へると云ふことは即ち愛國心を養成せしむる所以である。この參與の権を國民に與へることが多ければ多いだけ廣ければ廣いだけそれ丈け愛國の民、忠君の民を廣く多くする所以である。民は國の本である、民權は出來るだけ之を多く廣く與へなければならぬ。

て之を公用のために徵收せらるゝことなし佛國人權宣言十七條 所有權は不可侵にして且つ神聖なる權利 (La propriété étant un droit inviolable et sacré.) なれば法律によりて公の必要が明に之を要求することを認定し且つ豫め正當なる陪償をなすの條件の下に於てするにあらざれば之を奪ふことを得ず

其他所有權の不可侵に付ては英國大憲章廿八條卅條卅一條卅九條 伊國憲法廿九條 和蘭憲法百五十一條百五十二條等の規定すると現行の法律制度の中心中核をなしてゐるもの

は財產であり所有權であり人間ではなく物本位財產本位である。

財產の安固保障——所有權の不可侵は實に現行私法の骨子であり基抵である。

要するに人格——それは唯一絶對の最高價値であつて最終目的である。

元來勞働者被傭者商業使用人徒弟等の勞働力はその人の人格を離れては存在することなく勞働力はその所持者その人の人格の内容を構成するものである。故に勞働者被傭者の人格である。人格それは自己他人の區別なしに絶對唯一最高目的であるから自他の人格は共に重せらるべしと云ふ利己主義を許さないものである。

勞働權に付て最初に論じた人はフランクス(Frank)にて Saint Simon (1760—1825年) Fourier (1772—1837年) 獨逸にあつては Fichte (1762—1844年) 氏である。

フイヒテ氏は「人間が苟も平等に生存の權利を有し、そして同時に生存のために勞働しなければならないならば國家は各人が勞働によって生活が出来るだけの施設をなす義務がある」と說いてゐる。(Johan Gottlieb Fichte, der geschlossene Handelstaat.)

勞働權の根蒂をなす思想は國家的貧民救助に關する英佛諸國の數個の根本規定によつて聲明されてゐる。即ち一六〇一年エリザベス女皇時代の英國貧民救助法 (Act for the relief of the poor)、一七九一年九月のフランクス憲法及一七九三年六月のフランス共和憲法及一七九四年一月のプロシヤ國法 (preussisches Landrecht) 等の如きそれである。

勞働權は一八四八年二月廿五日「フランス假政府が凡ての市民に勞働を供與することを約

寔に神の姿に像つて造られた人間——人格はふべからざるは實に人格の尊嚴である。

## 第二節 勞働權

勞働權とは勞働の意思と能力とを有しながら勞働の機會を有せざるもの、又は勞働の機會を失ひたる者が國家その他の公共團體に對し勞働機會の供與を求むることを得べき公法上の社會權であり經濟權である。

故に勞働權は今日の私有財產制度を是認して之を前提とし以て勞働者に生存維持のため必要な勞働の機會を與へんとするものである。この故に勞働權は後述すべき生存權の加く老幼廢疾者に及ぶこととな健康體の者にのみ認められんとする權利である。

勞働權に付て最初に論じた人はフランクス(Frank)にて Saint Simon (1760—1825年) Fourier (1772—1837年) 獨逸にあつては Fichte (1762—1844年) 氏である。

フイヒテ氏は「人間が苟も平等に生存の權利を有し、そして同時に生存のために勞働しなければならないならば國家は各人が勞働によって生活が出来るだけの施設をなす義務がある」と說いてゐる。(Johan Gottlieb Fichte, der geschlossene Handelstaat.)

勞働權の根蒂をなす思想は國家的貧民救助に關する英佛諸國の數個の根本規定によつて聲明されてゐる。即ち一六〇一年エリザベス女皇時代の英國貧民救助法 (Act for the relief of the poor)、一七九一年九月のフランクス憲法及一七九三年六月のフランス共和憲法及一七九四年一月のプロシヤ國法 (preussisches Landrecht) 等の如きそれである。

する宣誓」(proclamation par laquelle le Gouvernement provisoire s'engage à fournir du travail à tous les citoyens.) 幷に一八八四年五月九日獨逸帝國議會に於てなされた首相ビスマルク氏の陳述により興味ある歴史的の重きを加へる様になつたのである。

一八四八年六月戰爭に於て宣言された基本權中に「勞働權」(droit au travail)なるものがある。當時の憲法の起草委員はその草案中に次の如く宣言してゐる。即ち草案第二條に憲法は凡ての市民に自由平等安全教育勞働財產救助を保障す。草案第七條に勞働權は各人の有する權利にして勞働によりて生活する權利なり——社會一切の生産手段その他の手段方法によりて健康なる勞働者にして然も自ら職を求むることを得ざるものに職を供するものとす。草案第百卅二條に勞働權の主要なる保障の如し。自ら勞働する自由、結社の自由、勞資關係の平等、無償教育、専門教育、救濟及信用の施設及び失業者を雇用する目的を有する公益的大事業を爲すための國立工場の設立等である。

ビスマルク氏は社會民主主義運動を蛇蝎視しそれを緩和し併せて勞働者の福利を増進することにより社會的害毒の治療をなさんために社會黨鎮壓法(Gesetz gegen die gemeingefährlichen Bestrebungen der Sozialdemokratie)の有效期間延長に關する一八八四年五月九日獨逸帝國議會の審議に際し、次の様な説明を試んだのである『之を要するに勞働者が健康である限り彼に勞働權(das Recht auf Arbeit)を與へよ、彼が健康である限り彼に勞働を與へよ、彼が病を得た時には療養を確保せよ、

彼が老いた時には休養を確保せよ』云々。又氏は本問題に對する討議中一議員の質問に答へて尤も重要な問題即ち勞働權に付て答辯しよう。然り私はこの地位に留まる間勞働權を絶対に承認し且つ之を支持致します。而してこの際私はビスマルク内閣によつて創められたと云ふ社會主義の基礎の上に立つものではなくプロシヤ國法の基礎の上に立つものである。

(註)之は前記一七九四年一月プロシヤ國法第一編第十九章救貧施設(Armenaustralter)第二條に自己并に一家の生活を維持する手段方法を缺如せる者に對してはその實力及能力に相應したる勞働を頒與さるべきものなり(Denjenigen welchen es nur an Mitteln und Gelegenheit, ihren und der ihrigen unterhalt zu verdienen, mangelt, sollen arbeiten, die Ihnen Kräften und Fähigkeiten angemessen sind, angewiesen werden.)—— これが規定をビスマルク氏は意味したものであらうと考へらる然し之は救貧施設なる標題も示す如く公法上の要求權——勞働權を規定したものではないと一般に解釋されて居る)

勞働權は國法發布の際に既にすでに公に宣言されてゐるではないか。同胞の前に進み出でて私は健康であり勞働の意思があるので勞働云ふ権利をもつて居り、國家はこの人に勞働を供與する義務を負つてゐるものであると云ふことは吾吾の全體の道徳關係に於て確立されてゐる所ではあります。前辯士は國家は一大企業を起さなければならぬだらうと云はれました。寔に然り、國家は災厄の時に、

例へば進歩的運動が過度に行はれたため失業と窮乏とが非常に起つた一八四八年の如きに際しては既に之を行つたのである。若し同様な窮厄狀態が發生すれば私は信ずる國家に今日も尙ほ同様な義務を負擔してゐる……例へば大運河の開鑿其他之に類似したもののがそれである云々』

(Stenographische Berichte über die verhandlungen des Reichstags, Session 1884年)

私共は生きてゐるから効いて食はねばならず効いて食ふことによつて生命を得るのである効働は人間の生ける姿であり自己及家族を養ふ道である。それであるから効働は生活の手段ではなく生活そのものである。効働は生きる」と云ふことでは効くことである

と云ふ信念が尤も大切であり又それが實際で格を打出して之れなくしてはその人格が發展完成されないものであるから生きてゆく形としてしつかりと所有しなくてはならない。この意味に於て効働は疑もなく神聖であり怠惰は罪惡である。

効働の藝術化神聖化と云ふ様なことに付ては曾てカーライル、ラスキン、トルストイ、カーペンター氏等によつて主張され力説されたものである。斯くして人類最高完成のために効働人格の哲學が構成されるのである。

フインランド憲法六條二項 人民の効働權は

國家の特別法の保護を受くるものとす  
一九一八年のロシア社會主義聯邦ソビエト共和国舊憲法十八條は効働を以て共和國全公民の義務と認め其の標語として「効かざる者は食ふべからず」なる語を宣明す、と規定し

一九一五年の改正ロシア憲法九條はロシア社會主義聯邦ソビエト共和國は効働を以てすべての共和國公民の義務と認むと規定してゐる。ロシア革命當時レニン氏は一日に十八九時間も勤勞したのである。社會主義理論の排斥するものは「怠惰なる富豪」(idle rich)生産せざる人である。人間に生ける權利がある。生きるために例外なく勤勞せねばならない。茲に所謂勤勞とは啻に額に汗する筋肉機械効働に從事する人のみを意味するものではなく、知能精神技術効働に從事する人も含むものである。カーライル氏の所謂「効働は人生である」の意味である。

獨逸憲法百六十三條一項 凡ての獨逸人民はその個人的自由を妨げられざる限度に於てその精神的及肉體的の力を公共の福利に適するため活用すべき德義上の義務を負ふ。

効働の正當なる觀念は——私企業者の下に於て効働を見出しえないので効働能力ある市民は効働權によつて國家又は地方團體に對し普通の日俸賃金に對し普通の日俸勞働を與へらるべきことを要求し得るのであるとアントン・メンガー氏は云ふ。(anton Menger; das Recht auf den vollen Arbeitsvertrag, seine geschichtliche Darstellung 3版 1903年) 現今の意義に於ける効働權 (droit au travail, Right to work, Recht auf Arbeit, droit au travail professionnel) をついハス法學界に於て始めて主張した人はフウリエ (Fourier 1772—1837年) 氏である。氏は「効働權はすべての人間の自然の權利である」と云ふてゐる。氏は自然狀態に於ては自然人は到る處に於て狩獵し漁撈し果實を集取し家畜を放牧する權利

# 學內報

## 卒業式並修了式舉行

本學學部第五回、専門部第四十二回、附屬關西甲種商業學校第十四回、同關西大學第二商

業學校第四回各卒業式並に大學豫科修了式を三月二十日午前十一時から本學千里山學舍講堂に於いて舉行した。

定刻本學教職員、校友その他の關係者は固より、朝野貴紳の來賓多數の參列裡に開式、先づ仁保學長より卒業證書修了證書並に各種賞狀、賞品が授與せられ、更に同學長の式辭、勝田文部大臣、力石大阪府知事、關大阪市長、土井大阪府會副議長、高村校友總代の各祝辭、曾我部學部卒業生總代、安川專門部卒業生總代、猪岡關西大學第二商業學校卒業生總代、竹島關西甲種商業學校卒業生總代の各答辭あり、最後に學歌を合唱して盛大裡に式を閉ぢた。

左に當日の祝辭答辭の主なるものを摘要する。

### 文部大臣祝辭

本學所定の課程を了へ將に校門を出でんとする。諸子の雄飛は今日より始まる、寔に慶賀に堪へず。諸子が爾今從事すべき方面は必ずしも同一ならずと雖も、其修得せる知識は等しく現代社會の要求して措かざる所なり。古諺に云運用の妙は一心に存すと。望むらくは諸子直に實務に當ると更に進ん



昭和四年三月二十日　文部大臣　勝田主計

大阪府知事祝辭  
關西大學第五回、専門部第四十一回、附屬關

大阪府知事祝辭

關西大學第五回、専門部第四十一回、附屬關

で攻學に從ふとを問はず、恒に本學教養の趣旨を體し益人格の修養に努め、智識の運用を謬ることなく、以て國家社會に貢獻する所あらんことを。

昭和四年三月二十日

文部大臣　勝田主計

大阪府知事祝辭

關西大學第五回、専門部第四十一回、附屬關

興して皇謨を翼賛し以て國運の伸張を期せざるべからず。然るに輓近急激なる世態の變移に伴ひ、動もすれば不穩當なる思想を懷き新を追ひ奇を衒ひて輕佻の風或は崩さんとす。寔に思想多難の秋なり。此秋に方り諸士多年勉學の功空しからず。今や本學所定の課程を卒へて各其の志す所に向はんとす。諸士の前途多望なると共に其責任も亦大なりと謂ふべし。

冀くは諸士今後益既修の學術技能を實際に活用して國運の進展に寄與すると同時に、彌知德の修養に力め中正穩健なる人格を玉成し以て國家の綱常を扶持するの覺悟あるむことを。

聊か蕪辭を陳べて祝辭とす。

昭和四年三月二十日

大阪府知事　力石雄一郎

大阪市長祝辭

本日茲に關西大學學部第五回、専門部第四

十五回及附屬關西甲種商業學校第十四回並關西大學第二商業學校第四回卒業證書授與式を舉けらる。

惟ふに本校創立以來校運年と共に盛にして

その間幾多の人材を教養し文運の進歩に貢獻せられたるところ甚だ大なり。今又この

盛典を挙げ更に有爲の人材を輩出せられたるは單り當校の聲譽たるに止まらず、實に

邦家の爲め欣賀措く能はざるところなり。

夫れ文化の進展は教育の振興に因りて青年の智德を向上せしむるに在り。輓近世局の大勢愈文明の根基を涵養するの最も緊切なるを覺ゆるの時に方り、卒業生諸氏は多年研鑽の功を積まれ智德共に進み將に社會の

大阪府會副議長祝辭  
大阪市長　關一

大阪府會副議長祝辭

大阪市長　關一

實務に就かれんとす。諸氏の前途や多望なりと謂ふべし。冀くば諸氏益その志すところを探りて將來の大成を期せられ以て本學教育の本旨を完くせられんことを。一言を叙して祝辭と爲す。

昭和四年三月二十日

大阪市長　關一

大阪市長　關一

希くは諸君將來益學術の研鑽を進むると共に德性の涵養に努め、國民の先覺者として能く後進を導き國家の進運に貢獻せられんことを。

聊か卑懷を述べて祝辭とす。

昭和四年三月二十日

大阪府會副議長 土井 順

## 學部卒業生總代答辭

茲に本日を以て生等の爲めに本學學部第五回卒業證書授與の盛典を舉行せらるるに該り、多數の朝野貴紳先輩の來臨を辱ふし且つ學長並に來賓諸賢より懇篤なる訓辭と鄭重なる祝辭とを賜はる。之生等の深く光榮とする所なり。

回顧するに生等本學に入りてより數星霜其間學長始め諸先生、校友諸氏の不斷の訓諭と懇切なる指導熏陶と共に依り生等淺學菲才の器もて茲に本日の榮譽を擔ふ。生等の感謝措能はざる所なり。

惟ふに方今文化の發達に伴ひて社會の組織漸く複雑に趣き世局の推移人心の變化得て測るべからざるものあり。この秋に當り生等本學を辭して實社會に入り新銃の意氣を以て將に大いに爲すあらんとす。然りと雖も生等資性不敏にして果して能く其の責務を完うすることを得べきか、一同頼みて疑惧なきを得ず。唯本學教養の趣旨を體し精勵身を修め出でては社會の先達となり、入では研鑽自修以て大成を期し本學の鴻恩に報ゆると共に私學の權威を發揚し以て本日の榮譽を空しくせざらんことを期す。

聊か蕪辭を述べて謹んで答辭とす。

昭和四年三月二十日

關西大學學部卒業生總代 曾我部軍治

専門部卒業生總代答辭  
昭和聖代の四年春三月茲に生等の爲に盛大的卒業證書授與式を擧げられ、而も朝野紳縉の貴臨を忝うし懇篤なる祝詞を賜はる

生等の光榮何を以てか之に加へむ。  
顧ふに生等が今日この榮譽を享有し得る所以のものは實に學長閣下訓陶の嚴正と教職員各位教導の懇切とに由らざるなく、亦光輝あり歴史ある學風の薰化と先輩諸彦の誘掖指導の賜にして生等の牢記して忘るる能はざる所その恩洵に大なり。

生等各別の學藝を修め各別の業務に從ふと雖もこの鴻恩に酬ゆるただ昭和聖代の民たるに耻ぢざるの職分を盡すの一途あるのみ生等資性愚鈍德寡く學未だ深からざり、庶幾くば學長閣下の訓諭を遵守し、益人格の高揚に努めて我國民道德を顯彰し、精を窮め用を擴め以て國家有用の士となり我關西太學の盛名を漬さざらむことを。

茲に不肖僭越を顧みず専門部卒業生一同に代り謹みて答辭を述べる。

昭和四年三月二十日  
關西大學專門部卒業生總代 安川安太郎

## 關西甲種商業學校卒業生總代答辭

本日生等の爲め第十四回卒業證書授與の盛典を擧げられ、多數貴賓の御臨場を賜はり以て生等の卒業をして一層有意義なる門出たらしめ給ふ。誠に感激に堪へざる所なり

惟ふに此の式典や生等一生涯追憶の的なる可きものにして、今日の一舉一動は皆是れ

永久に忘る能はざる所なり。殊に賜はりた

る御祝辭は言言悉く生等滿腔の悦びを培ひ

御懇篤なる御訓諭は深く脳裏に刻みて實踐

躬行し微細の點に至る迄一に其の意に背か

ざらんことを努む。

顧るに過去五箇年の間日日に仰ぎたる恩師

の聲容も明日より遠ざかるの已むなきを思へば哀心轉た禁ずる能はざるものあれども

今後我が實業界の發展に寄與し益母校の名聲を發揚し、以て恩師の萬一に報いんことを誓ひて此表情を忍び勇往邁進せん事を期す。

昭和四年三月二十日

關西甲種商業學校卒業生總代 竹島吉雄

## 關西大學第一商業學校卒業生總代答辭

本日は私共卒業生のために斯くも盛大なる式典を舉行せられ、又多數來賓各位の御臨

席を辱ふ致しました事は私等一同衷心より感謝致す所であります。

顧みますれば私共が包み切れぬ希望と決心の焰に燃えつつ此の學園の人となりまして

から早くも三星霜、無事正規の課程を終へて榮ある本日を迎へる事の出來ましたのは

これ偏に諸先生の御指導御鞭撻の賜と感謝致す次第であります。

私共は溫い諸先生の御訓育により實に社會に立つべき青年としての智識技能を習得し

今や波風荒き實社會に第一歩を踏み出さんとして居ります。私共の前途には幾多未踏の山谷や怒濤渦巻く海洋があつて私共を悩ます事も幾度かあります。然しかねがね

の御教訓を守り刻苦勉勵致しますれば其度

毎に少しづつ道は開かれ何時の日にかは曉

の大學生豫科修了者 一二三五名

専門部法律學科卒業者 二二九名

經濟學部經濟學科卒業者 三三三名

經濟學部經濟學科卒業者 六名

商業學科卒業者 同

商業學科卒業者 七七名

法文學部法律學科卒業者 一〇〇名

榮あらしめ以て諸先生の御鴻恩の萬一に報ひ度いと思ひます。  
さうか今後共時に觸れ機に臨みて社會に於ける私共に不易の御教導を注いで下さいます様切にお願ひ致す次第であります。  
不束ながら一同に代りまして一言御挨拶申し上げ諸先生の御幸福と母校の隆昌を祈り

昭和四年三月二十日

關西大學第二商業學校卒業生總代 猪岡金治

## 關西大學第二商業學校卒業生總代

尙卒業及修了者數々に成績優良その他の理由による受賞者左の通りである。

法文學部法律學科卒業者 六一名

經濟學部經濟學科卒業者 三三三名

經濟學部經濟學科卒業者 六名

商業學科卒業者 同

商業學科卒業者 七七名

文學科 同

國漢文專攻科卒業者 五名

英文專攻科卒業者 一三三名

關西甲種商業學校卒業者 一三八名

關西大學第二商業學校卒業者 一五八名

大學豫科修了者 同

大學豫科修了者 一二三五名

受賞者氏名 同

學部卒業成績佳良に依る賞牌受領者 同

經濟學部經濟學科 同

田原增吉 若林一雄 川口友治 大塚正次

專門部卒業成績優良に依る賞牌受領者





## 山岡記念文庫の設立に就いて

拜啓愈御清穆に渡らせられ何よりも喜ばしく存じます。備昨年十一月山岡順太郎氏が長逝せられたことは私共の痛惜に堪へぬところで、今更ながら其高徳を追慕いたして居るのであります。殊に生前同氏が實業界並に教育界に盡瘁された功績は周知のことと存じます。就中關西大學總理事として永年其發展のため努力せられた功績に至つては洵に没すべからざるもののが御座います。就ては今回故人の功德を永久に記念するため、同志相謀つて左の事業を遂行いたしたいと存じます。

何卒微衷を諒させられ該事業に御賛同御高援を賜はりたく切に御懇願申上げる次第で御座います。

敬 具

### 山岡記念文庫設立發起人一同

記

- 一、山岡記念文庫を設け關西大學に寄贈し同學圖書館内に保存すること
- 一、右に要する資金は之を大方各位の寄附に仰ぐこと、但し釀金方法は便宜上一口を金拾圓と定め一口以上の御申込を受くること、右の外有益なる書籍の御寄附あるときは之を收受すること
- 一、釀金の處理、書籍の購入其他山岡記念文庫に關する一切の事項は發起人中關西大學役員に御一任願ふこと
- 一、事業の經過は關西大學發行千里山學報誌上に於て御報告申上ぐべきこと

山岡記念文庫寄附申込者芳名

(申込順)

一一一〇一五二一一二〇一五二一二〇一中谷敬壽

木村道清助  
岸國次郎  
高橋爲一郎  
八田兵次郎  
木村七平  
矢野慶太郎  
古田吉五郎  
梅林福松  
後藤武夫  
寺口覺  
志野覺治郎  
高倉作太郎  
萩野元太郎  
加輪上勢七  
野口十藏  
齊藤恒三  
大同和藏  
長谷川鉢五郎  
橘富田伸次郎  
大藏富田仲次郎  
小倉正郎  
水谷揆一郎  
上野精一郎  
内野茂一郎  
田川七郎  
竹居龍助  
保田權四郎  
永井專三  
久居本  
久居靜次郎  
保田喜次郎  
田鶴彦郎  
森山房次郎  
高野吉太郎  
安田喜次郎  
歌井千鶴郎  
難波昇郎  
中島藤次郎  
中島政郎  
中島賢吉郎  
田島重太郎  
田島吉郎  
原田鹿太郎  
小川平吉郎  
原田賢吉郎  
境田賢吉郎  
小島政郎  
原田鹿太郎  
草鹿丁卯次郎  
原田鹿太郎  
原田賢吉郎  
原田吉五郎

一一一〇一五二一三一一二五一一一〇一一一三一

累計  
第二回小計  
二三六〇

木村頼楠  
香坂次郎  
高橋爲一郎  
八田兵次郎  
木村七平  
矢野慶太郎  
古田吉五郎  
梅林福松  
後藤武夫  
寺口覺  
志野覺治郎  
高倉作太郎  
萩野元太郎  
加輪上勢七  
野口十藏  
齊藤恒三  
大同和藏  
長谷川鉢五郎  
橘富田伸次郎  
大藏富田仲次郎  
小倉正郎  
水谷揆一郎  
上野精一郎  
内野茂一郎  
田川七郎  
竹居龍助  
保田權四郎  
永井專三  
久居本  
久居靜次郎  
保田喜次郎  
田鶴彦郎  
森山房次郎  
高野吉太郎  
安田喜次郎  
歌井千鶴郎  
難波昇郎  
中島藤次郎  
中島政郎  
原田賢吉郎  
境田賢吉郎  
小島政郎  
原田吉五郎

## 校友彙報

原田鹿太郎(明四三法) 曽我部軍治(昭四大法)

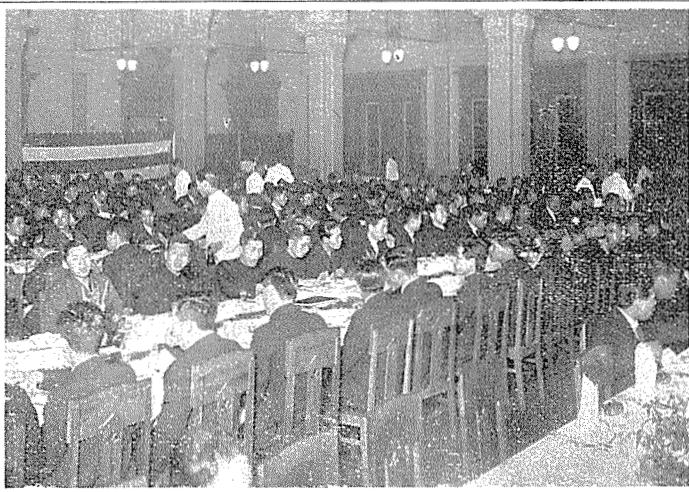
希望會

## 九大里山會卒業生送別會開催

## 校友會春季大會

三月二十日本學學部第五回專門部第四十一回卒業式終了後、午後五時より新卒業校友歡迎の意を兼ねて本學校友會春季大會を市内中之島中央公會堂階上大ホールに於て開催した。

出席者は仁保學長、増山專務理事を始め、各理事、本學教職員、新舊校友約二百名、初め手品その他の餘興に打興じ開宴を待つた。時に内藤本學監事の挨拶あり、次いで本學學長仁保博士は立つて、新校友入會を祝し、本學校友會全員數五千名を越ゆる盛況なるにも不拘事業として見るべきもの多からざりしを慨き大學の使命を全からしむる爲、層一層校友會の責務の重きを加ふる點を自覺された旨を希望し、終りに本年度校友會常議員改選に際し之が指名を校友會長たる仁保學長に一任されたりと計り満場一致で之が賛同あり、次いで一同卓に就き宴に移つた。一同十分の歡を盡しデザート、コースに入りて學長は立つて次の如く本年度新常議員を指名し決議を見た當日決定した新常議員は左の通りである。



校友會春季大會

高村久之助(明三九法) 平尾縫太郎(推) 慮に預つた御禮をかねて、聊か送別の誠意を捧げるべく、三月十六日西中洲カフエー、ブランジにて送別會を開催した。當夜は曾て母校にて親しく教壇に立たれし森耕二郎先生には御繁忙の折柄にも不拘、特に御臨席下さつたことは一同感謝に堪えない次第である。安

川、畠半三郎氏(昭二專法) 今般不動銀行に入社し

大野一雄氏(大七法) 高松地方裁判所判事よ

り大阪地方裁判所判事に轉補せられた。現

住所は西宮市神樂町四一

て川上君の答辭あり、最後に、森先生の御辭篤なる言葉があつた。後一同兩君の爲乾杯し記念撮影をなし、それより森先生を始め一同博多の觀樂境の散歩をなし、時移つて夜半にはれて校門を辭するに際し、兩君の成功と健

康とを祈る爲めに、且つは在學中種々と御配す、木會として最初の卒業生たるの榮譽を擔はれて校門を辭するに際し、兩君の成功と健

康とを祈る爲めに、且つは在學中種々と御配

及ぶ頃解散した。尙當夜の出席者左記の通りである。(順序不同)

森助教授、喜多憲輔、川上敬逸、吉田奎文、西村治一、八田薰、林岩夫、柿原拓

北村兼子(大五法)、北區中之島宗是町四四

室山宇太郎(大四商)、大連市山縣通八七

坂井宗十郎(大五專法)、東京府荏原郡矢口町字小林

福部章昭(三大法)、二五三中村倉吉方

坂井宗十郎(大五專法)、中河内郡布施町大字東足代

長谷川天地氏(大六法)、六五五ノ二

北岡醇平氏(大一〇商)、北岡醇平氏

桑原勇夫(昭二專商)、北區堂島中一丁目一六上垣

玉置轉留男(大一三)、兵庫縣武庫郡本山村田中字

淺野繁雄(大五專商)、中河内郡枚岡村額田二一九

坂井宗十郎(大五專法)、北岡醇平氏

森川雄二郎(昭二專商)、山口縣佐波郡八坂村

五反田(大五專法)、兵庫縣武庫郡本山村田中字

大岐榮氏(大九法)、合名會社大阪橋本組庄務

坂井宗十郎(大五專法)、北岡醇平氏

北岡醇平氏(大一〇商)、今般朝鮮鐵道株式會社

坂井宗十郎(大五專法)、北岡醇平氏

咸興出張所より古茂山出張所に轉勤。

坂井宗十郎(大五專法)、北岡醇平氏

高橋實氏(大一五專經)、三井銀行大阪支店より

坂井宗十郎(大五專法)、北岡醇平氏

上海支店に轉任された。

坂井宗十郎(大五專法)、北岡醇平氏

大岐榮氏(大九法)、今般日本燐寸工業組合

坂井宗十郎(大五專法)、北岡醇平氏

課長に就任。

坂井宗十郎(大五專法)、北岡醇平氏

北岡醇平氏(大一〇商)、今般朝鮮鐵道株式會社

坂井宗十郎(大五專法)、北岡醇平氏

咸興出張所より古茂山出張所に轉勤。

坂井宗十郎(大五專法)、北岡醇平氏

高橋實氏(大一五專經)、三井銀行大阪支店より

坂井宗十郎(大五專法)、北岡醇平氏

上海支店に轉任された。

坂井宗十郎(大五專法)、北岡醇平氏

片山昇氏(大一四專法)、今般日本燐寸工業組合

坂井宗十郎(大五專法)、北岡醇平氏

を辭し朝日燐寸株式會社に入社された。

坂井宗十郎(大五專法)、北岡醇平氏

水野義恕氏(推)、愛媛縣松山地方裁判所

坂井宗十郎(大五專法)、北岡醇平氏

判事より同縣宇島和區裁判所監督判事に榮

坂井宗十郎(大五專法)、北岡醇平氏

加藤弘一氏(昭二專經)、今般不動銀行に入社し

坂井宗十郎(大五專法)、北岡醇平氏

四日市支店勤務のこととなつた。

坂井宗十郎(大五專法)、北岡醇平氏

杉浦敏雄(大一四專經)、此花區玉川町二丁目四〇

勤務の由。

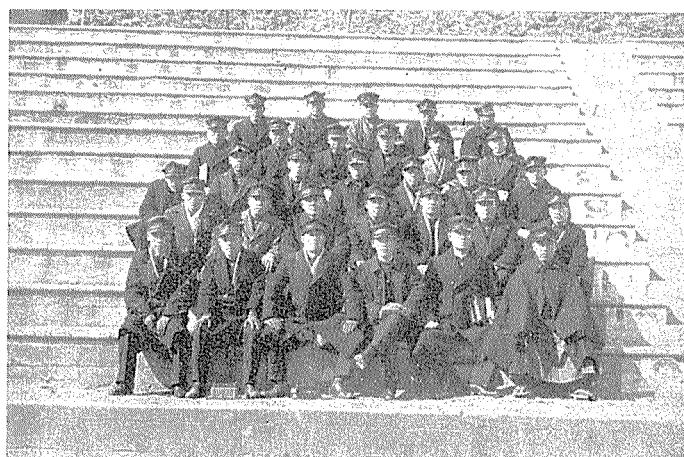
村田 致昌	(大四專科)	姫路市光源寺四九
宮島 晃夫	(大四專科)	京都府中郡周枳村島谷民駒
川添 正民	(大四專科)	東成區林寺町一〇五
大五專法	○(新)	校友改姓名
眞鍋 貞己	○(舊)	眞鍋 貞己
田頭 貞己	田頭 貞己	田頭 貞己
本年度卒業新校友住所錄		
法文學 法律學科		
泉 清	中河内郡布施町東足代一四三	
岩男 療雄	東淀川區國次町三二三宮本榮次郎	
出原 保正	泉北郡岸和田市北町九七	
岩長 仁藏	豊能郡池田建石町池田弘純方	
稻本 英一	此花區上福島北一丁目二七	
服部 實	三島郡吹田町松ヶ鼻一、二一五	
秋原 清治	中河内郡布施町字永和三六五	
林 信次	三島郡吹田町濱田二七三一中谷方	
西田 永松	北東梅田町四二	
西村 壽陸	此花區吉野町二丁目一八中野醫院	
本田 末一	澇區八幡屋大道三丁目二〇三	
富田 正夫	北區樺上町六一	
尾崎 米一	愛媛縣宇摩郡三島町	
押鴨 寶雄	尼崎市大物村七六屋敷	
小野田 正孝	岡山縣上道郡當山村大字海吉一七	
七九		
加藤 外次	福井市外木田地方加藤喜平郎方	
桂 昌俊	港區五條通二丁目二十五	
金澤 佳郎	此花區今開町二丁目岩井忠勝方	
川喜田 寛二郎	西區江戸堀北通三丁目二二	
河 本 尚	西區土佐堀通一丁目二三黑田方	
田原 増吉	東成區大今里町平戸六〇八	
田中 重一	泉南郡熊取村字野田一四七八	
武内 元義	此花區四貫島梅香町二〇	
高岡 武夫	兵庫縣川邊郡小田村梶ヶ島六一	
青木 敬直	高知縣土佐郡秦村秦泉寺西谷里	
泉谷 興一	堺市熊野町東五丁一〇	
經濟學部 經濟學科		
伊藤 龍一	東淀川區國次町二七五ノ八中田方	朝川 吉松
花卉 直一	中河内郡北高安村字神立四六四	酒井 正種
春元 信夫	此花區上福島南二丁目六五辰村方	齊藤 駿一
辻井 重治	兵庫縣武庫郡精道村打出字下川原	佐藤 辰夫
長岡 盛人	二三	澤田捨次郎
中尾 定隆	南河内郡道明寺村大字道明寺二九	北川裕太
上田嘉太一郎	上田嘉太一郎	北區北扇町三區四八號
二號	兵庫縣天王寺町阿部野一三四ノ二	北區曾根崎上三丁目三六
野口 康樹	兵庫縣川邊郡小田村梶ヶ島	北原 元茂
上前島能勢方	上前島能勢方	有光豈馬方
葛原 三三	西成區紛濱東ノ町四丁目一	北區天王寺町阿部野一三四ノ二
山崎 正藏	尼崎市別所村二七六番地	此花區江成町一五
田野善之進	一六	北區曾根崎上三丁目三六
山田清太郎	和歌山縣那賀郡西貴志村字	北原 元茂
増田 博	岸宮五九七	北區北扇町三區四八號
前田 虎治	南區日本橋筋一丁目一五	有光豈馬方
馬淵 弘	北區善源寺町五丁目四〇前	北區天王寺町阿部野一三四ノ二
前田 仁郎	川方	此花區江成町一五
的場 市郎	兵庫縣武庫郡大社村中字前	北原 元茂
松田 利衛	田ノ口四〇四	葛原 三三
増田勝左衛門	京都市岡崎西福ノ川一三	山崎 正藏
二星 八郎	東區十二軒町一三	田野 又三
夫方	辰村方	中井三之助
丸野 仁	住吉區天王寺町六二五〇一	川口 友次
近藤 宣正	此花區上福島中一丁目一五	加來大之助
榎本八治郎	北區北扇町三區四八佐藤辰	吉松須賀男
寺田貞一郎	二星 八郎	高橋 勇
野田 辰夫	住吉區阿部野町六二五〇一	中井三之助
馬殿 榮治	北區北扇町三區四八佐藤辰	川口 友次
山口 辰夫	住吉區阿部野町六二五〇一	加來大之助
四五三	北區北扇町三區四八佐藤辰	吉松須賀男
港區泉尾中通三丁目四五	北區北扇町三區四八佐藤辰	高橋 勇
住吉區住吉町三一四	北區北扇町三區四八佐藤辰	中井三之助
西淀川區海老江上二丁目卷野方	北區北扇町三區四八佐藤辰	川口 友次
住吉區阿部野町三一五	北區北扇町三區四八佐藤辰	加來大之助
東區木町四丁目三二	北區北扇町三區四八佐藤辰	吉松須賀男
住吉區阿部野町一二三	北區北扇町三區四八佐藤辰	高橋 勇
東區伏見町五丁目二八杉本方	北區北扇町三區四八佐藤辰	中井三之助
住吉區阿部野町一二三	北區北扇町三區四八佐藤辰	川口 友次
東淀川區十三西ノ町九六ノ一加藤	北區北扇町三區四八佐藤辰	吉松須賀男
神戶市御幸通二丁目二六番邸	北區北扇町三區四八佐藤辰	高橋 勇
東淀川區十三南ノ町七四八	北區北扇町三區四八佐藤辰	中井三之助
東淀川區十三南ノ町下城町五六森	北區北扇町三區四八佐藤辰	川口 友次



記念撮影

## 經濟學部商業學科

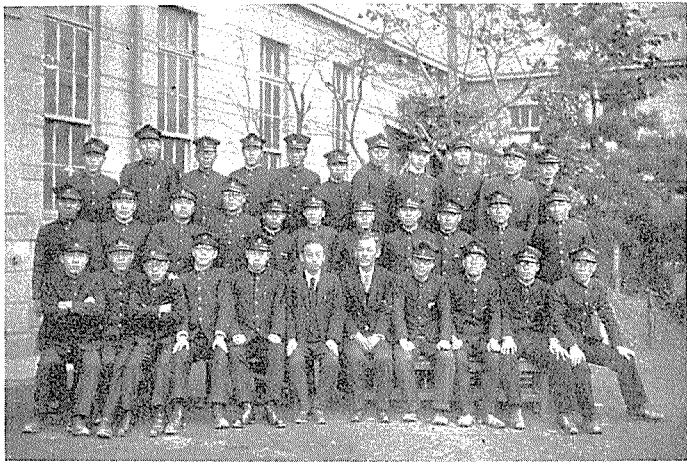
平岩 新一	奈良縣添上郡月瀬村大字石打	鳥居 錄郎	北區中野町二丁目五一板木恒松方
淺見 敏郎	東區釣鐘町二丁目三九	鳥越 圭志	兵庫縣武庫郡西灘村上野益木亮八
手塚正太郎	西區北堀江通六丁目七	土井五六七	泉南郡南掃字村大字西之内三六
中村 光楠	三島郡千里山住宅二二〇號大塚方	神戶市菊水町九丁目一三〇	神戶市菊水町九丁目一三〇
中津 政雄	此花區草開町五五	德丸 晃	北河內郡諸堤村字德庵
川邊鹿之進	豐能郡池田町二五六三	趙根 植	府下阪急沿線鹽ヶ池
井村 虎夫	住吉區阿部野町七二	沖 正一郎	浪速區櫻川四丁目一四〇四
市川 武雄	港區入舟町一丁目一〇	尾原 清	岡山縣御津郡牧山村大字下牧一四
生島 秀次	東淀川區下新庄町甲一九	大谷 榮	六八 東成區生野國分町四三二
伊丹 啓次	三島郡茨木町南中之町一七一七	大橋 政一	東淀川區國次町二六四
井上 靜止	豐能郡小曾根村大字小曾根一二三三	太田 玄	北區老松町一丁目一七奧田忠司方
今瀧 忠重	三島郡吹田町西奥町演鶴吉方	奥野吉之丞	北區黑崎町八六石田方
勇雲 雄	兵庫縣川邊郡小田村金樂寺字西福寺一五	岡本勝三郎	泉北郡上條村大字千原二三〇
伊吹 順隆	中河內郡布施町大字太平寺二〇	尾崎 華	中河內郡高井田村新喜多二〇九
岩城 繁隆	西宮市分銅町二一	大林 民三	北區白屋町二七
糸野淺二郎	北區若松町五ノ一秋月鐵三郎方	大谷 治延	東淀川區豐崎町四丁目大阪錢道局
池内 幸治	西淀川區佃町四七八	岡田 吉春	寄宿寮
橋本和三郎	兵庫縣明石市鷹匠町	大塚 諸人	此花區上福島北二丁目五四
萩原 林	泉州郡東陶器村大字北番外一〇	岡田 清作	神戶市中元町二丁目一四三
仁科 春喜	神戸市入江通七丁目五一伊藤方	大眉五一郎	尼崎市東灘波字横枕六二八ノ一
和氣 幹雄	東區博勞町二丁目第一徵兵保險大	岡本 進	北區白屋町二七
和田喜繁	阪支店內	渡邊芳太郎	東淀川區豐崎町一八三橋福太方
渡邊 正知	西山倉之助	岡本 進	北區北扇町七八ノ六
瓦木 真市	西川禎治郎	大眉五一郎	北區北扇町二五七
金子壯太郎	西川 穀夫	大眉五一郎	北區老松町二丁目三四七乾法律事務所
藤當 光雄	細野 雉	岡本 進	北區東野田町三丁目四五
富澤信五郎	堀源 一	和氣 幹雄	兵庫縣武庫郡本庄村青木五五八
外江金太郎	東淀川區木川町二六	和氣 幹雄	東淀川區中津本通三丁目六七阿波方
此花區西九條上通二丁目二七	東淀川區今里町二五七	和田喜繁	中河內郡龍華町字植松八尾驛南
所方	泉北郡信太村大字尾井一八	吉岡 澄章	高知縣安藝郡赤野村乙五〇〇
北區北扇町五六文化祭	神戸市會下山町一丁目四四	吉岡 澄章	此花區春日出町北港住宅七六
北區北扇町五六文化祭	北區老松町二丁目三七乾法律事務所	吉岡 英一	西區江戸堀堀北通四丁目一九
北區北扇町五六文化祭	此花區西九條上通二丁目二七	吉岡 英一	北區梅ヶ枝町八四
北區北扇町五六文化祭	此花區西九條上通二丁目二七	吉岡 旭	堺市柳屋町東五丁一七
北區北扇町五六文化祭	此花區西九條上通二丁目二七	吉田 正之	港區南境川町三丁目二六
北區北扇町五六文化祭	此花區西九條上通二丁目二七	吉田 源太郎	吉田 源太郎
北區北扇町五六文化祭	此花區西九條上通二丁目二七	吉田 源太郎	東成區鶴橋木野町三七六吉田方



生業系科畢業及科學生濟部學年

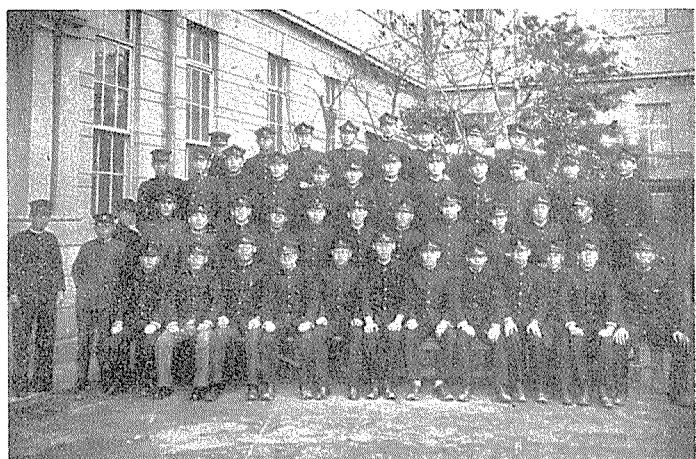
金子 四郎	兵庫縣武庫郡今津町浦瓦九	横井繁二郎	港區三軒家演通四ノ六
川端 政雄	住吉區住吉町七八一安田銀行寮内	竹中 義三	北區大老松町二丁目一七竹田方
尼崎市大物村二二二	兵庫縣武庫郡西灘村上野益木亮八	谷岡 拓磨	中河內郡大戶村石切
川島 一尾	泉南郡南掃字村大字西之内三六	高橋信三郎	西淀川區姫島町五六五
金谷 淩次	神戶市菊水町九丁目一三〇	竹田 武雄	南區順慶町一丁目四五
尾原 清	北河內郡諸堤村字德庵	高松 政市	大阪步兵八聯隊一中隊四班
德丸 晃	府下阪急沿線鹽ヶ池	竹内 實雄	北區金野町一丁目二七木村方
趙根 植	浪速區櫻川四丁目一四〇四	高垣 喜一	和歌山市三番町五中村方
沖 正一郎	岡山縣御津郡牧山村大字下牧一四	田代三千雄	北區堂島上一丁目二七祐野貫三方
尾原 清	六八 東成區生野國分町四三二	橋 孝	兵庫縣武庫郡鳴尾村鳴尾字寺ノ後
大谷 榮	東淀川區國次町二六四	四四ノ一	四四ノ一
大橋 政一	北區老松町一丁目一七奧田忠司方	高木 三郎	東區今橋三丁目鴻池ビルデイング
太田 玄	北區黑崎町八六石田方	内森義方	内森義方
奥野吉之丞	泉北郡上條村大字千原二三〇	高田 穂積	東淀川區十三南ノ町七〇九
岡本勝三郎	中河內郡高井田村新喜多二〇九	田淵 勤	大阪府玉造警察署内
尾崎 華	北區白屋町二七	田邊 平馬	京都府外深草町字相深二〇
大林 民三	東淀川區豐崎町四丁目大阪錢道局	田邊 平馬	西區土佐堀通三丁目九秋山法律事務所
岡田 吉春	寄宿寮	竹下 百馬	神戸市東須磨取工場計算科
大谷 進	此花區上福島北二丁目五四	田中 增造	西區江戸堀南通三丁目一松法律事務所
小田 繁友	神戸市中元町二丁目一四三	多田 政吉	東區今橋三丁目三十四銀行東寮
大谷 治延	尼崎市東灘波字横枕六二八ノ一	大長茂三郎	三島郡吹田町一丁目一〇〇九
岡田 吉春	北區白屋町二七	萬田 博史	住吉區天王寺町一〇七七
大塚 諸人	東淀川區豐崎町一八三橋福太方	都築 春行	兵庫縣武庫郡御影町演西川村方
岡田 吉春	北區東野田町三丁目四五	筒井 國義	此花區春日出町中四丁目七
岡田 吉春	兵庫縣武庫郡本庄村青木五五八	筒井 國義	此花區春日出町中四丁目七
岡田 吉春	東淀川區中津本通三丁目六七阿波方	中井 義夫	中河內郡久寶寺村大字久寶寺二六
岡田 吉春	中河內郡龍華町字植松八尾驛南	中津藤次郎	西淀川區大和田町四八八番地ノ一
岡田 吉春	高知縣安藝郡赤野村乙五〇〇	長江 陸明	西淀川區大和田町四八八番地ノ一
岡田 吉春	此花區春日出町北港住宅七六	中西 貞治	神戸市旭通二丁目八一
岡田 吉春	西區江戸堀堀北通四丁目一九		
岡田 吉春	北區梅ヶ枝町八四		
岡田 吉春	堺市柳屋町東五丁一七		
岡田 吉春	港區南境川町三丁目二六		
岡田 吉春	吉田 源太郎		
岡田 吉春	東成區鶴橋木野町三七六吉田方		

中尾 稔	南河内郡富田林町女学校前中尾方
永富貞次郎	兵庫縣武庫郡今津町高潮四八巴忠作方
中川 洋一	京都市堺町通四條下ル小石町
仲 重太郎	住吉區天王寺町一五二
那須 速	東區農人橋一丁目二木原方
名越 日月	此花區上福島北二丁目六木原方
永原 邦理平	東區桂町二丁目二
村井 弘次	東區今橋五丁目二六
村田 政吉	東區鈎鐘町一丁目一八
上田 義一	北區空心町一丁目四二
上田 清一	堺市田出井町官舍甲一一號
内海 健男	此花區上福島北二丁目一吉田方
氏林 嘉一	東淀川區國次町三六五
野間 要	納庄清之進
熊谷 正一	北海道釧路市浦見町五
倉田 文郎	高知縣安藝郡穴内村甲一〇六七
草信 安雄	西淀川區浦江町北二丁目一八七
桑山 謙次	東淀川區豐崎町四丁目東通り
熊谷 常壽	南河内郡藤井寺町大字津堂三〇
熊澤 幸治	豊能郡豊中町新免四八〇山口銀行
寄宿舎	港區千島町六大林組工作所
山本 又信	西淀川區浦江町北二丁目一八七
柳ヶ瀬三一	此花區鶴甲町一丁目五四長谷川方
山根 寛藏	北區小深町三五龍野方
矢崎 伸藏	此花區玉川町一丁目四一
矢野 榮	北區北扇町五六
山影 耕作	東成區猪飼野町五五九
安喜 正雄	東成區越中町八八一
山本武次郎	兵庫縣武庫郡本山村字中野
松田 賢三	此花區玉川町一丁目四一



生業卒科學經濟部經年專度本

福田 祖二	福中定三郎	住吉區平野三丁歩町二丁目四
藤井徳兵衛	古橋 豊彦	大分縣宇佐郡長洲町大字長洲二〇三
兵庫縣武庫郡住吉村古寺五三七	峰方	西成區東四條三丁目五五
豐能郡豊中町山ノ上鴻池寮内	二神半三郎	兵庫縣川邊郡小田村潮江字前田二六
豐能郡豊中町山ノ上鴻池寮内	兵庫縣川邊郡小田村潮江字前田二六	港區九條南通二丁目一七四ノ二森
秋田 明夫	喜三郎方	廣島縣御調郡立花村三五
赤松徳治郎	廣島縣御調郡立花村三五	住吉區演日町一〇一藤田大三郎方
浅田 源三	丸山善三造	北區曾根崎上三丁目四日高方
赤川 正吉	前田 豊治	兵庫縣川邊郡小田村潮江字乾江六
秋吉 敏郎	松村 袁造	西淀川區南浦江町北一丁目三五
喜三郎方	松浦雅之助	南區北岸屋町一〇山岡寅之助方
高峰 治	喜三郎方	廣島縣御調郡立花村三五
秋濱繁太郎	高橋 仁	住吉區演日町一〇一藤田大三郎方
安達 真三	北區曾根崎上三丁目四日高方	北區大正通八丁目二三
青木 太郎	兵庫縣川邊郡小田村潮江字乾江六	南區北岸屋町一〇山岡寅之助方
青野 利平	西淀川區南浦江町北一丁目三五	中河内郡龍華町植松三五
三宮 吐馬	西淀川區中津本通二丁目五	住吉區天王寺町二四八三ノ二
佐久間 清	天王寺區石ヶ辻町一二六	西成區今池町三〇細木大方
青野 利平	住吉區天王寺町三一二八栗柄方	豊能郡豊中町住友銀行致遠祭
阪井 貞二	東淀川區中津本通二丁目五	東淀川區中津本通二丁目五
佐伯 正夫	天王寺區石ヶ辻町一二六	住吉區天王寺町二四八三ノ二
齋藤 康平	住吉區天王寺町三一二八栗柄方	西成區今池町三〇細木大方
金 正煥	北區堂島濱通三丁目一八中村眉山	豊能郡豊中町住友銀行致遠祭
岸田 久馬	方	東淀川區中津本通二丁目五
喜田 勝見	北區堂島濱通三丁目一八中村眉山	住吉區天王寺町三一二八栗柄方
木下 四十吉	住吉區北田邊町九七六	北區堂島濱通三丁目一八中村眉山
岸井 八束	住吉區北田邊町九七六	北區堂島濱通三丁目一八中村眉山
北井 繁雄	西宮市西波戸一三七五ノ一	住吉區北田邊町九七六
吉川 植	西宮市西波戸一三七五ノ一	北區堂島濱通三丁目一八中村眉山
木山 益雄	兵庫縣芦屋相信寮	北區堂島濱通三丁目一八中村眉山
岸本 芳夫	住吉區南田邊町四〇五	北區堂島濱通三丁目一八中村眉山
北林 基太郎	中河内郡高井田村字森河内四七〇	北區堂島濱通三丁目一八中村眉山
桐井禎三郎	北區空心町二丁目九〇	北區堂島濱通三丁目一八中村眉山
北山 勝造	北河内郡庭窪村字藤田	北區堂島濱通三丁目一八中村眉山
御園生孫一	北區綱笠町一二	北區堂島濱通三丁目一八中村眉山
宮本四四郎	兵庫縣川邊郡小田村大阪合同紡績	北區堂島濱通三丁目一八中村眉山
三輪 丈一	神崎興業	北區南森町四一
豊 南	北區北桃谷町五六	北區南森町四一



生業卒科學經濟部經年專度本

藤井 正春	福中定三郎	住吉區平野三丁歩町二丁目四
安藤 義夫	古橋 豊彦	大分縣宇佐郡長洲町大字長洲二〇三
水方	峰方	西成區東四條三丁目五五
安藤 義夫	二神半三郎	兵庫縣川邊郡小田村潮江字前田二六
西淀川區大和田町七八	兵庫縣川邊郡小田村潮江字前田二六	港區九條南通二丁目一七四ノ二森
秋田 明夫	喜三郎方	廣島縣御調郡立花村三五
赤松徳治郎	丸山善三造	住吉區演日町一〇一藤田大三郎方
浅田 源三	前田 豊治	北區曾根崎上三丁目四日高方
赤川 正吉	松村 袁造	兵庫縣川邊郡小田村潮江字乾江六
秋吉 敏郎	松浦雅之助	西淀川區南浦江町北一丁目三五
高峰 治	喜三郎方	南區北岸屋町一〇山岡寅之助方
秋濱繁太郎	高橋 仁	廣島縣御調郡立花村三五
安達 真三	北區大正通八丁目二三	住吉區演日町一〇一藤田大三郎方
青木 太郎	南區北岸屋町一〇山岡寅之助方	中河内郡龍華町植松三五
青野 利平	住吉區天王寺町二四八三ノ二	住吉區天王寺町二四八三ノ二
三宮 吐馬	西成區今池町三〇細木大方	西成區今池町三〇細木大方
佐久間 清	豊能郡豊中町住友銀行致遠祭	豊能郡豊中町住友銀行致遠祭
阪井 貞二	東淀川區中津本通二丁目五	東淀川區中津本通二丁目五
佐伯 正夫	天王寺區石ヶ辻町一二六	住吉區天王寺町二四八三ノ二
齋藤 康平	住吉區天王寺町三一二八栗柄方	西成區今池町三〇細木大方
金 正煥	北區堂島濱通三丁目一八中村眉山	北區堂島濱通三丁目一八中村眉山
岸田 久馬	住吉區北田邊町九七六	北區堂島濱通三丁目一八中村眉山
喜田 勝見	北區堂島濱通三丁目一八中村眉山	北區堂島濱通三丁目一八中村眉山
木下 四十吉	住吉區北田邊町九七六	北區堂島濱通三丁目一八中村眉山
岸井 八束	北區堂島濱通三丁目一八中村眉山	北區堂島濱通三丁目一八中村眉山
北井 繁雄	住吉區北田邊町九七六	北區堂島濱通三丁目一八中村眉山
吉川 植	西宮市西波戸一三七五ノ一	北區堂島濱通三丁目一八中村眉山
木山 益雄	兵庫縣芦屋相信寮	北區堂島濱通三丁目一八中村眉山
岸本 芳夫	住吉區南田邊町四〇五	北區堂島濱通三丁目一八中村眉山
北林 基太郎	中河内郡高井田村字森河内四七〇	北區堂島濱通三丁目一八中村眉山
桐井禎三郎	北區空心町二丁目九〇	北區堂島濱通三丁目一八中村眉山
北山 勝造	北河内郡庭窪村字藤田	北區堂島濱通三丁目一八中村眉山
御園生孫一	北區綱笠町一二	北區堂島濱通三丁目一八中村眉山
宮本四四郎	兵庫縣川邊郡小田村大阪合同紡績	北區堂島濱通三丁目一八中村眉山
三輪 丈一	神崎興業	北區南森町四一
豊 南	北區北桃谷町五六	北區南森町四一

満田 三郎	北區堂島中一丁目一四	井關 錠	北河内郡守口町寺内
宮脇 壽郎	東區東阪町四五六木田方	池内 貫一	西淀川區海老江町上三丁目八〇
宮 剛三	北區中島二丁目六一石墨行平方	林 秀清	此花區春日出町中四丁目五五
三宅 滿太郎	南區北桃谷町六〇	濱田 東一	尼崎市大寶寺町東三丁一六
三宅 省造	兵庫縣武庫郡西灘村字昧泥一四四	漁田 幸三郎	神戸市兵庫塚本通七丁目四五ノ七
四反田 有六	此花區大野町二丁目一〇	原田 正男	西宮市東町三丁目九藤井壽雄方
鹽崎 運夫	東淀川區三國本町西岡シゲイ方	本多 知之	百元 龍雄
篠水 三郎	天王寺區上本町八丁目二二	本田 薫一	龍井 保次
下山 猛	神戸市橋通一丁目八池田方	細木 美代林	廣江松之助
辛 玉成	此花區上福島北二ノ一輪木フジ方	土井田正人	南區大仁木町一丁目一六
潮海 嘉之	東區北濱二丁目九三喜多村方	岡田軍之輔	鷹野義一郎
重岡 恒藏	天王寺區松ヶ岡町五三	小野 真一	山本 正雄
新谷 素房	豐能郡豊中町住友銀行致遠寮	太田 康雄	店内
平田 光雄	西淀川區海老江町下二丁目二二池	岡崎 義雄	北區土佐堀三丁目二八
廣瀬 竹治	田精太郎方	金築 義久	北區音羽町三丁目九藤井壽雄方
廣田 武男	農能郡北豐島村大字甲田一一一二	金田 桂	北區大寶寺町東三丁一六
平井嘉三郎	北區東野田町九丁目四一	片山 金男	兵庫縣西宮市興古道町二〇
森田 簡芳	此花區上福島北四丁目六八中西方	加藤 義一	尼崎市三寶町山本二三四
元木 信資	京都府綾喜郡八幡町字清水一四	吉田玉太郎	兵庫縣西宮市鶴齋源吉方
森 一雄	西淀川區野里町一〇五	河瀬梅太郎	尼崎市大物町二三ノ一
森岡 檉次郎	東區谷町二丁目自森秀一方	田村 只相	西淀川區十三西ノ町七二
森木 正雄	西淀川區浦江町北二丁目一九八橋	民野 猛	東淀川區十三西ノ町七二
森本廣太郎	南區日本橋筋四丁目七五	武井 次郎	西大路七六
森 元次郎	此花區上福島北一丁目一二〇松永	高橋 次郎	北區内郡三郷村東橋波九一九
關田 岩喜	西宮市濱田町二二三〇横山方	操野 藤吉	松田 儀郎
關谷郡治郎	岐阜縣本東郡本田村大字木田	多田 隆久	松本昇太郎
鈴木 重男	港區出崎町一丁目八憲兵隊官舍	伊達 藤吉	北區曾根崎上一丁目七〇
角南 定治	浪速區惠美須町二丁目六〇泉巳方	高橋 次郎	尼崎市宇佐郡豐川村大字大塚
井上 知行	住吉區天王寺町二一九六山田實方	森 一郎	兵庫縣川邊郡小田村長瀬二〇五ノ二
今西直治郎	北區茶屋町四一、四塚方	中島 隆次	西淀川區千島町四一橋木善平方
伊藤 光一	天王寺區眞法院町一二	中川新三郎	兵庫縣西新町五丁目岡島吳服店方
専門部經濟學科	此花區上福島北二丁目一八	上田 末松	東區八丁目中寺町二七龍淵寺方
公 文一	此花區上福島北二丁目一八	氏原 源一	神戸市夢野町三丁目一四ノ二四
北區北扇町文化案内	此花區上福島北二丁目一八	浦田 日郎	高畠義平方
五五田軍太	此花區上福島北三丁目九五桑原方	内海 敏亮	兵庫縣川邊郡園田村上阪部九八
石演 道夫	兵庫縣北仁東一丁目三四	澤田 正	東成區林寺町二二九
岩花 國雄	此花區上福島北三丁目九五桑原方	及川 武夫	神戸市夢野町七七
今西繁治郎	兵庫縣北仁東一丁目三四	木内 正美	兵庫縣東田中町八丁目三六
鷗部 勇	此花區上福島北二丁目一九	姫 敏一	住吉區阿部野町七七
濱川 信藏	兵庫縣北仁東一丁目三四	太田 好一	住吉區住吉町七八一安田銀行寄宿
安田 豊	此花區上福島北二丁目一九	大橋 清信	三島郡茨木町下中條
方	此花區上福島北二丁目一九	大島 一雄	住吉區天王寺町五七六字野芳久方
島崎 武	此花區上福島北二丁目一九	渡邊 正人	神戸市松原通五丁目八六
三島郡吹田町榮町一二四二	此花區上福島北二丁目一九	鷗部 勇	北區東野田町一丁目七四
三島郡清水村大字服部	此花區上福島北二丁目一九	鷗部 勇	北區道本町一四一
北區東野田町六丁目一八	此花區上福島北二丁目一九	鷗部 勇	三重縣四日市市袋町三二二七
北區北扇町文化案内	此花區上福島北二丁目一九	鷗部 勇	

神高 茂	北區北扇町文化寮内
梶原 武夫	港區八幡屋浮島町一丁目二二二
開田 太郎	天王寺區上綿屋町七
勝田 正義	此花區上福島中一丁目三六那谷方
川口 駒	東區東雲町二丁目一五〇
川端 柳造	北區扇町堀川青年宿舍
龜尾 宗雄	北區茶屋町一
加納 三郎	中河内郡小阪町字下小阪五〇三
加藤 喜代次	西淀川區浦江町五三七
米田 瞳字	兵庫縣川瀬郡小田村光明寺三三九
田尻 清一	東區北久太郎町一丁目一三種村方
竹森 良一	豐能郡南豐島村原田四四四
高森 滋雄	東區今橋三丁目古河銀行大阪支店
田中 孝	住吉區天王寺町二七〇七
高田福 三郎	東區御厨町一九七
鷹羽 重一	住吉區西田邊町一三四ノ三
高野 政男	鹿兒島縣肝屬郡垂水町中俣二八戸
田村 格治	尼崎市外小田村杭瀬レオン基督關
築山 繁	東淀川區國大町四七一
辻中 義雄	東成區中道町三二九
辻 太作	西區京町堀通三丁目七
中村 龍三	和歌山縣日高郡稻原村大字明神川
中島 勝藏	尼崎市大物町二七
中西 重文	東成區腹見町四二九
中井善 太郎	天王寺區國分町七二
中山 秀次	西區南堀江通一丁目四二
永田 直治	天王寺區石ヶ辻町二四
内田 尚武	尼崎市別所村四五〇
野田 重雄	港區九條通三丁目五二一
國乘 雄三	北區善源寺町九丁目六一
黒田 浩	西淀川區海老江下一丁目三八
八杉 正則	尼崎市西灘波六二六
大和屋 廣	長崎市今魚町七〇
山本 一雄	尼崎市外小田村常光寺字塚ノ本一
四八	西成區南海通二丁目三七新田別莊
山崎 善一	灘市遠里小野町一〇四四

角谷 義信	兵庫縣飾磨郡字濱村
専門部文學科英文專攻科	兵庫縣川邊郡小田村金樂寺五小寺
春名 平三	兵庫縣川邊郡北仁木町一丁目三四
松尾 鐵市	西淀川區大仁木町一丁目三九
勢田 善治方	東京府荏原町中延一〇七研文社内
増田 次太郎	西淀川區大仁木町一丁目三九
松本 茂	此花區春日出町一五一ノ一九
鈴持喜久夫	港區北境川町三丁目三五渡邊方
古谷 正慶	西淀川區海老江町上三丁目一八八
小牧 泰二	尼崎市大物村一九三
小松辰之助	此花區龟甲町一ノ一
五味 元義	西成區玉出本通五丁目一〇四
秋山 雪夫	浪速區鹽草町一三八堀太吉方
行比 久生	西成區玉出本通五丁目一〇四
赤山 由二郎	中西 武
新井忠三郎	浦島 幸一
安東 明	上野 政次
阪田 啓二	吉田庄太郎
北脇 隆	和田 傳三
北島 達	北區北扇町文化寮
北村 正一	二國富方
木村 太郎	南區御藏跡町二八
湯淺清二郎	吉田庄太郎
宮内壽太郎	東淀川區木川町一五ノ一西村方
皆川 武	東淀川區木川町一五ノ一西村方
三木 捨松	奈良縣生駒郡北倭村
南 章太郎	兵庫縣川邊郡小田村潮江字前田二
霜村 盛鄉	南區御藏跡町二八
白髮 茂	中西 武
鹽田 忠雄	東淀川區友淵町一二三
白岩 賢藏	上野 政次
平尾 正	兵庫縣木川邊郡北倭村
森下 保雄	吉田庄太郎
杉本 利雄	和田 傳三
杉山 實雄	北區北同心町二丁目二四正善院
鈴木 真一	西區新町通四丁目

(第六頁より續)	權と呼び或は生存最少權 (das Recht auf ein Existenzminimum) と云ひ勞働權と生存權 (das Recht auf Existenz) との區別を明瞭にして居ない憾がある然もフウリエ氏はこの代價は現今の社會制度組織の下に於ては不可能なりと考へ氏の計畫した社會秩序が實施された後に初めて供與せらるべきものであると論じて居るのである。然るに氏の弟子コணシデラン (Considerant 1808—1893年) 氏は就中勞働權の承認をフウリエ氏流の社會秩序の實施せらるる迄待つ程のことなく之を以て現存狀態の缺くべからざる補充——私有財產制度維持の唯一の方法であると論じてゐる。コணシドラン氏の説明によれば人類は原始資本 (capital primitif) (原始的形體に於ける土地) に對する共同の用益權を有すると共に又人間の勞働によつて作出せられたるもの——土地の改良并に資本 (人爲資本 capital critée) は不
(第六頁より續)	利の承繼者の私有財產となるものである。共同の自然的資源に對する共同使用權の結果自然狀態に於ける人類は四つの經濟的原權即ち狩獵漁撈果實集取及牧畜權行使することが出來たが現存の狀態に於てはこれら共同使用权の代價として勞働權が生じなければならぬ。この權利行使する勞働者は彼の勞働の代價として少くとも彼が自然狀態に於て有する四つの經濟的原權の行使によつて調達し得ただけの生活資料を與へられなければならぬと云ふのである。(Considerant, Théorie du droit de propriété et du droit au travail 3版 1848年)
(第六頁より續)	權と呼び或は生存最少權 (das Recht auf ein Existenzminimum) と云ひ勞働權と生存權 (das Recht auf Existenz) との區別を明瞭にして居ない憾がある然もフウリエ氏はこの代價は現今の社會制度組織の下に於ては不可能なりと考へ氏の計畫した社會秩序が實施された後に初めて供與せらるべきものであると論じて居るのである。然るに氏の弟子コணシデラン (Considerant 1808—1893年) 氏は就中勞働權の承認をフウリエ氏流の社會秩序の實施せらるる迄待つ程のことなく之を以て現存狀態の缺くべからざる補充——私有財產制度維持の唯一の方法であると論じてゐる。コணシドラン氏の説明によれば人類は原始資本 (capital primitif) (原始的形體に於ける土地) に對する共同の用益權を有すると共に又人間の勞働によつて作出せられたるもの——土地の改良并に資本 (人爲資本 capital critée) は不
(第六頁より續)	利の承繼者の私有財產となるものである。共同の自然的資源に對する共同使用權の結果自然狀態に於ける人類は四つの經濟的原權即ち狩獵漁撈果實集取及牧畜權行使することが出來たが現存の狀態に於てはこれら共同使用权の代價として勞働權が生じなければならぬ。この權利行使する勞働者は彼の勞働の代價として少くとも彼が自然狀態に於て有する四つの經濟的原權の行使によつて調達し得ただけの生活資料を與へられなければならぬと云ふのである。(Considerant, Théorie du droit de propriété et du droit au travail 3版 1848年)
(第六頁より續)	權と呼び或は生存最少權 (das Recht auf ein Existenzminimum) と云ひ勞働權と生存權 (das Recht auf Existenz) との區別を明瞭にして居ない憾がある然もフウリエ氏はこの代價は現今の社會制度組織の下に於ては不可能なりと考へ氏の計畫した社會秩序が實施された後に初めて供與せらるべきものであると論じて居るのである。然るに氏の弟子コணシデラン (Considerant 1808—1893年) 氏は就中勞働權の承認をフウリエ氏流の社會秩序の實施せらるる迄待つ程のことなく之を以て現存狀態の缺くべからざる補充——私有財產制度維持の唯一の方法であると論じてゐる。コணシドラン氏の説明によれば人類は原始資本 (capital primitif) (原始的形體に於ける土地) に對する共同の用益權を有すると共に又人間の勞働によつて作出せられたるもの——土地の改良并に資本 (人爲資本 capital critée) は不

## 學生彙報

## 皇陵崇敬會報

新入學生諸兄の同志の御入會あらんことを希  
ふものである。

（奥川君報）

## 關大俳句會報

第二次第四回例會——去る二月九日正午、千里山を出發し箕面方面に例會を行ふ。此の日よく晴れて、一行八名は千里山より勝尾寺迄行程約三里を徒步するものと、阪急を利用して箕面を經て勝尾寺に向ふものとの二班に分れ途中早春の風光を賞し二者合して午後三時勝尾寺に着す。勝尾寺は真言宗にして應頂山菩提院と稱す。本尊十一面觀音にして、舊名彌勒寺神龜四年僧善仲善算の開基である。次いで開成皇子の墓に拜す。

五時半山を降り、箕面の瀧に足を止め、記念撮影をなす。陽既に没し、四邊の仄暗くなる頃ほひ電車にて池田に向ふ。幹事森井氏の宅を訪ひ、一同多大なる應援に預かり、會員の快談に時の経るを知らず愉快に一日を過ごし十時歸阪の途に就く。森井氏に對し一同深く感謝の意を表する次第である。因に當日の參加者は次の通りであつた。

河村教授、森井惣吉、溝邊文和、小田切酉竹若隆三、平井三郎、西岡作次、奥川武郎尚、本會も着着回を重ねること既に三十有餘愈敬神の念を深め、益本會の發展に會員一同は奮勵努力してその準備に餘念がない。

この春の休暇にも、本會員の活躍目覺ましく、次のブランをもつて東都に、四國に、九州に、東海道自轉車旅行、徒步旅行に夫夫花花しく決行されることになつて居る。

最後に、此の純誠溢るる我が皇陵崇敬會に、

して見よう。

毎週金曜講義終了後 十八史略研究 增鏡研究

右は定期研究としてなし來つたものであるが、この外一月一回若くは二回、日曜日を利用し、會員一同市内港區南壽小學校に集合、これらの研究をつゝけた。

この春期休暇を利用し、大平記の研究を毎週日曜に行ふ事に決し、その第一回を三月十七日南壽小學校に於いて開催した。これは新學年開始まで繼續する豫定である。

一、輪講、昨年の夏期休暇中文科二、三年の諸君を中心として組織されてゐる國文學研究會の土佐日記輪講に參加した。

吾々はかくの如き文献に基く國漢文學研究と相俟つて他面常に機會をとらへて史蹟を踏査し、知識の内容を擴充する事に努め、或は皇陵、神社佛閣に詣でては精神修養の糧とした即ち

## 一大原行

昨年十一月三日には洛北大原に一日の行遊を試みた。寂光院に詣でては、大原御幸の古を偲び、ままならぬ人の世に感慨の涙を落し、大原問答の跡を訪ねては、その昔天下の碩學を相手に一代教の批判を試みられし法然上人の高風を慕ふた。

三千院春迎院等も訪ねたが、惟喬親王の御墓には遂に詣てる餘裕をもたなかつたのは殘念であつた。歸途乗合自動車の便はあつたが、靜寂な闇夜の山道を辿るもの一興と思つて徒步で八瀬に出た。平生さはがしい

ひ出であつた。

（東大）

天皇皇后兩陛下贍古の御大禮を芽出度終らせ給ひて東都に還幸啓あらせらるる十一月二十六日、會員一同は烏丸通に鹵簿を奉送申し上げた。

一、鹵簿奉送 本年一月二日會員は鹵陵及び樅原神宮に參拜し、神武天皇創業の古を偲び奉り、忠良なる臣民たらんことを誓つた。

一、御所拜觀竝に下鴨神社參拜 一月二十日本學より御所拜觀後、小中先生に伴はれて下鴨神社に參拜し、葵祭の繪卷物を拜觀した。

一、四月上旬吉野又は御室方面に史蹟踏査の豫定である。 — 堀君報 —

## 千里山庭球部報

東京帝大對本學の庭球試合は本月五日午前十時から阪急沿線神崎川コートで舉行、四ダブルス、八シングルス決戦の結果八對四で本學の勝に歸した。記録次の通りである。

ダブルス

(本學)	(東大)
長 棟	大 橋
清 鎌	山 濱
戎 棟	橋 本
水 田	吉 原
中 村	樺 山
牧 福	加 茂 下
井 井	
シングルス	
(本學)	(東大)
戎 二一六	吉 原 五十七
後 藤 六一四	大 橋 六一四

鎌田 六一三 六一四 佐藤

中村 四一六 四一六 山瀬

済水 六一四 六一〇 橋本

平池 六一〇 六一二 大井

福井 六一〇 六一二 横山

永田 二一六 六一二 七一五 加茂下

### 千里山射撃部報

主將鈴木直史の計——射撃部主將鈴木真君は三月一日突如急性腹膜炎にて死去された。君は昨年一月よりキヤブテンに推薦され、爾來外語、京大の對抗試合を始めとし、東京に於ける射撃大會或は關西學生射撃聯盟大會等に出場し、優勝に次ぐに優勝を以てし射撃部のために奮闘せられた。わが射撃部が今日の隆盛を見るに至つたのは君の努力に與つて大なるものがある。

今君を喪ひ悲痛言ふ所を知らず。茲に錄して哀悼の微意を表する次第である。——一部員報

### 千里山籃球部報

大阪高校對本學の籃球試合は四月十一日午後四時三十分より大阪土佐堀青年會館で舉行、二回の延長試合の結果三十六對三十三で本學の勝となる。成績左の如し。

本學 [一三一九 一三一七 三一〇] 大高

(本項校友勵精記)  
今回左記諸氏は九州帝國大學法文學部に入學された。

今井長二郎氏

(昭三專經)

岡島文雄氏

(昭四大經)

森橋忠正氏

(昭二大法)

津田道之助氏

(昭三大法)

松本茂氏

(昭四專商)

## 英國から歸つて

立教大學商學部教授

板橋菊松

(本學准教授)

英國から歸つて、私は先づ何を感じたか、結局日本と云ふ國は英國よりも何處よりも本學推薦校友等好いと思つた。此の一等好いと云ふ心持の中には無論懷かしい祖國に對する愛慕の情も混つて居るであらうが、然らずとも

日本の衣食住(假令年一年と歐米化される傾向があつても)が英國のそれよりも何處のそれよりもヨリ柔かい氣分がするからである。

實際、日本の衣服の寛闊なる、日本の食物の淡白なる、日本の住宅の瀟洒なる、斯んな氣

分はロンドンは固より、ニューヨークでも、

パリでも、ベルリンでも、ジュネーヴでも、

遂に一度も味ふことが出来なかつた。

僅か六ヶ月の間であるが、可なり氣隨氣儘をして廻つた。それでも、唯一つ物足りなかつたのは、何處でも日本で味ふやうな柔かい氣分を味ふることが出来なかつた事である。

X X

併し又、英國のSmartと云ふ氣分も好いもので、同國のゼンツルマンたる第一の資格と條件は矢張りSmartな風采と云ふ事である。

Smartな帽子、Smartなネクタイ、Smartなシャツ、何から何までSmartづくめである。

殊に彼等は各自のネクタイに細心の注意を拂つてそのSmart美を以て此上もない誇りとし

て居る。だから、英國人は米國人よりも、フランス人よりも何となく垢抜けがして居る。

此點に來ると、日本の紳士は、さうして附かず

で、朝から晩までモーニングを着たり、或は洋服の色と調和の悪いネクタイを結んだり、ものでない。私は歸つて来て、此感が特に深い。或る書物などは餘りに大ビラに出鱗目を列べて居るので寒心して了つた。イヤ他事でない。私自身も外遊するまでは幾ら威張つても時々勘違ひをする事があつた。今度一と廻りして、英法の研究は日本式の英法では生兵法で駄目だと思つた。英國では米國式の英法も眞の英法でないと冷笑して居る。況んや日本では是れぞと言つて参考に供する程のものもなく、例の池田寅一郎博士の『擔保附社債信託法論』のみが獨り金科玉條視されて居るに過ぎない現状である。だから、微力な私も唯だ社債法を専攻して居ると云ふだけでも、司法省や、三井信託や、三菱信託や、安田信託や、野村證券や、山一證券なきから委嘱を受け、特に英國の社債制度を徹底的に取調べること、成了した。處が、英國で社債關係の事件が初めて法廷に持ち出されたのは可なり古い頃で、爾來斯種の判決例は年年増加していくは(中略)貴族院に次ぐ上級裁判所は高等法院(Supreme Court of Judicature)にして高等法院は岐れて控訴院(Court of Appeal)及び上等裁判所(High Court of Justice)の「一となり」と書いて居る。處が、事實は然らずでない。英國の裁判制度はHouse of Lordの下にSupreme Court of Judicatureが在つて、此の下にHigh Court of Justiceが在るので、某教授の所謂高等法院と控訴院は全く同一のものである。随つて又某教授の所謂上等裁判所は我國の地方裁判所の如き裁判所である。斯んな勘違ひも矢張り日本式の英法を研究した應報であらう。現に英國に留學して眞の英法を研究したやうな顔をして居る連中の内にも眉唾もの少からず、寧ろ滑稽の沙汰である。

英法と一概に言へば、全くの不文律で捉まへ上等裁判所は我國の地方裁判所の如き裁判所である。斯んな勘違ひも矢張り日本式の英法を研究した應報であらう。現に英國に留學して眞の英法を研究したやうな顔をして居る連中の内にも眉唾もの少からず、寧ろ滑稽の沙汰である。

たばかりで『英國の社債制度』の正體が解るものでない。私は歸つて来て、此感が特に深い。或る書物などは餘りに大ビラに出鱗目を列べて居るので寒心して了つた。イヤ他事でない。私自身も外遊するまでは幾ら威張つても時々勘違ひをする事があつた。今度一と廻りして、英法の研究は日本式の英法では生兵法で駄目だと思つた。英國では米國式の英法も眞の英法でないと冷笑して居る。況んや日本では是れぞと言つて参考に供する程のものもなく、例の池田寅一郎博士の『擔保附社債信託法論』のみが獨り金科玉條視されて居るに過ぎない現状である。だから、微力な私も唯だ社債法を専攻して居ると云ふだけでも、司法省や、三井信託や、三菱信託や、安田信託や、野村證券や、山一證券なきから委嘱を受けて、特に英國の社債制度を徹底的に取調べること、成了した。處が、英國で社債關係の事件が初めて法廷に持ち出されたのは可なり古い頃で、爾來斯種の判決例は年年増加していくは(中略)貴族院に次ぐ上級裁判所は高等法院(Supreme Court of Judicature)にして高等法院は岐れて控訴院(Court of Appeal)及び上等裁判所(High Court of Justice)の「一となり」と書いて居る。處が、事實は然らずでない。英國の裁判制度はHouse of Lordの下にSupreme Court of Judicatureが在つて、此の下にHigh Court of Justiceが在るので、某教授の所謂高等法院と控訴院は全く同一のものである。隨つて又某教授の所謂上等裁判所は我國の地方裁判所の如き裁判所である。斯んな勘違ひも矢張り日本式の英法を研究した應報であらう。現に英國に留學して眞の英法を研究したやうな顔をして居る連中の内にも眉唾もの少からず、寧ろ滑稽の沙汰である。

英法と一概に言へば、全くの不文律で捉まへ上等裁判所は我國の地方裁判所の如き裁判所である。斯んな勘違ひも矢張り日本式の英法を研究した應報であらう。現に英國に留學して眞の英法を研究したやうな顔をして居る連中の内にも眉唾もの少からず、寧ろ滑稽の沙汰である。

## 金融資本 (一)

—(金融資本による産業と銀行の統一) —

學部經濟學科第三學年 濱戸健助

はしがき

私は此の拙稿を學報を通じて發表するに當つて二三の「はしがき」を加へて置く必要を感じるのである。

(一) 本篇は、最抽象的な、だが近代の經濟社會に於て最重要な役割を演じつゝある「金融資本」に就いての根本的な部分を考察したものである。

(二) 本篇の基礎となつた著書は、Hilferding : Das Finanzkapital である。私が本著を土臺としたのは、初めてから本著を以て完全なものと信じたからではない。然し乍ら、金融資本に就いての理論的な説明書として本著の右に出づるものは果してあり得るか。

(三) 私は末尾に引用文に就いての出所を原版の頁で示して置いた。けれども引用した譯文は私が譯出したものではなく、林要氏の嚴密な譯文を借用したものである。極めて難解で有名な本著は、譯文のみで理解出来ず又原版では餘程の者でなければ理解出来ないことは、私達の言ふに及ばざることである。

(四) 最後に本稿は、單獨な一個の論文として起草されたものではなく、「集中資本主義」の最重要的部分として起草されたものであるが故に、前後この關係に於て不明瞭な點が一二點あるかも知れないが、左様な場合は私が土臺として使用した著書を参考として戴きたい。

## 目次

第一節 金融資本の根本概念

第二節 株式會社企業と銀行

第一項 株式會社の本質

第三項 金融資本の發展	
第一節 金融資本の史的傾向	
第一項 金融資本による集中強制	
第二項 金融資本による産業と銀行の統一	
第三項 補論(英國銀行制度とその歸趨)	

## 第一節 金融資本の根本概念

私は以上に於て、最近の集中資本主義の一面なる企業結合運動—カルテル、コハーナチオノ及びトラスト等を考察し繼いで他の一面たる銀行の合同運動

を考察した。而して此の二つの集中化運動には、それを制限すべき何等の絶對的限界もなきことがふれ

換言せば、企業結合は無限に發展して、遂には資本

主義的諸生産部門の一切を抱合するに至るであらう

し、又銀行の集中は無限に發展して遂には資本主義的金融機關の一切を統合するに至るであらうこと

述べて置いた。誠に、集中 Konzentration は最近資本主義の傾向を現す最も該切な標語である。然し乍ら、吾々は纏いで産業(産業資本 Industrielles Kapital

と銀行—銀行資本 Bankkapital の)關係を考察しなければならぬ。が、産業資本と銀行資本との關係は

金融資本 Finanzkapital の發展を通じて益々緊密にされ、やがて産業資本と銀行資本の特殊性は消滅し

て金融資本に統一されて行くのである。隨つて又、從來存在して來たところの産業資本家と銀行資本家

この職能上の分離は益々止揚されて、銀行家即ち產

業家てふ事態が發生するのである。(1) 夫故に若し吾

吾にして、一方に於て、カルテル化やトラスト化による企業結合の發展を考察し、他方に於て銀行の合

同運動の發展を考察するのにじて、研究を終るなれば、それは不完全なる批難を避け得ない。吾吾

の研究は、一方に於て産業集中を、他方に於て銀行の集中を考察し、而して第三に金融資本の分析に基いて、此等兩面に亘る集中の再集中及び統一を深く

考察しなければならぬ。

然らば、こゝで吾々が研究の對象とする金融資本とは、如何なる資本であるかと言ふに、Hilferding は次ぎの如く定義してゐる。即ち「私は絞上の方法に於て、現實に産業資本に轉化されるところの銀行資本即ち貨幣形態に於ける資本を金融資本と言ふ」と言つてゐる。即ち原文では、"Ich nenne das Bankkapital, also Kapital in Geldform, das auf diese Weise in Wirklichkeit in industrielles Kapital verwandelt ist das, Finanzkapital." と定義されてゐる。(2) こゝで絞上の方法とは銀行資本が個々の小片に分離されて産業株式會社の發行せる株券に投資することを指すのである。だからして、詳細に定義すれば、金融資本とは、「銀行資本家が産業資本家、商業資本家及び非生産的階級の遊離貨幣を蒐集して形成した銀行資本を、産業株式會社の發行する株券に投する」とことによつて、産業資本家が使用する生産的資本(生産手段及び労動力)に轉化し生産行程に固定せしむるところの資本である。隨つて金融資本は、産業資本や銀行資本とは異なり、此の二種の資本を統一してゐるところの資本の最抽象的な現象形態である。(3)

然し乍ら現在我が國の或る種の經濟學者の間で用ひられてゐる金融資本概念は極めて漠然としてゐる。けれども、こゝで、これ等の點を潜索し批評する必要はない。夫故に私は續いて、本論の概要を示して置くことにする。

## 第二節 株式會社企業と銀行

## 第一項 株式會社の本質

- Hilferding ; Das Finanzkapital. S. 295.
- Hilferding ; a. a. O. S. 283.
- Hilferding ; a. a. O. Vorwort. "seine höchste und abstrakteste Erscheinungsform...."

私は本章第二節「株式會社と銀行」に於ては株式會社の本質を明かにする。株式會社は、金融資本發生の前提條件である。株式會社の本質の理解なくしては金融資本は理解されない。(第一項、株式會社の本質) けれども如何に株式企業が發展しようとも產業資本家から銀行に對する資本需要が緊切でない國に於ては、金融資本は發生しない。そこで私は、英國と獨逸を比較することによつて、金融資本發生上の「アンス」を指摘して置くことにした。(第二項、金融資本の發生) 然し乍ら、一般的に觀て、資本主義の發展は必然的に金融資本の疊頭を齎すのである。然らば資本主義經濟の發展は如何なる理由に

よつて、金融資本の疊頭を必然的ならしむるものであるか云ふ點に就いて私は、三つの理由を擧げて置くことにした。(第三項、金融資本の發展) 而して第三節「金融資本の史的傾向」に於ては私は第一に金融資本の疊頭は、産業方面に對して如何なる影響を及ぼすかとふることを考察した。それは第一項「金融資本による集中強制」と題され、そこでは銀行が金融資本を通じて行ふ産業集中化の強制と、産業の集中化が金融資本を通じて逆作用する銀行集中化の強制とを考察することにした。而して此の集中強制は、以上に於て考察した企業結合と、銀行合同な結合とを促進する有力な動力となつてゐるのである。最後に第二項「金融資本による銀行と産業の統一」に於ては、私は、一方に於て益々集中化して行く産業と、又他面に於て益々集中化して行く銀行が金融資本の發展によつて統一されて行かねばならぬことを指摘することにした。而して、こゝでは、集中資本主義の實際的權力が秦邊に落つべきかの必然性が考究されてゐるのである。

1. Hilferding ; Das Finanzkapital. S. 295.

2. Hilferding ; a. a. O. S. 283.

3. Hilferding ; a. a. O. Vorwort. "seine höchste und abstrakteste Erscheinungsform...."

用 Kapitalkredit 即ち主として有價證券への投資によつて爲される銀行資本の産業資本への轉化、これによるところに於する。此のうち、投機信用及び商業信用は資本主義經濟發生の當初よりして存在せるものであつて何等新規のものではないが、資本信用は近世的產物であり、それこそ金融資本の發生を可能ならしめるところの體である。然し乍ら資本信用が自由に活動し得るが爲めには株式會社 Aktiengesellschaft に有價證券取引所 Effektenbörse の發展を前提要件とするのである。

次ぎに私は株主の性質を明かにする。株式會社企業及び有價證券取引所の發展は、資本の提出者の機能に一大變革を齎すのである。株式會社企業の發展前即ち個人企業が普遍的な企業形態であつた時代に於ては資本の提出者は、殆んど同時にその企業の直接の管理運載者即ち産業資本家でなければならなかつたのである。然るに株式企業が發展するに至るごとに、株券への資本の提出者は、一個の債權者として生産過程に於ける彼の資本の使用方法とは何等の關係もなく一種の収益——こゝではこもかくも収益として置く——を受けどるに過ぎなくなるのである。即ち、株券への資本の提出者たる株主は、産業資本家の機能からは全然分離して獨自化するに至るのである。彼は企業は、その所有する株券に對する收益請求権を通じて、そのみ僅かに關係するのである。然し乍ら、株主は株券にもごづく收益請求書を有すること同時に、更にその株券に提出した資本を何時でも再び貨幣形態に於て回収し得ることを必要とするのである。夫故に株券には、提出した資本を再び貨幣形態に於て回収し得ることを必要とするのである。從つて、株主は、提出した資本を、再び貨幣形態に於て回収することを間はず等しく生産資本即ち Pm+T+A (生産手段及び労働力) に轉化されてゐるのである。夫故に株券の賣却によって之を行ふに反し、後者は直接的に借主から得るのである。

私は既に以上に於て信用の種類と株主の性質を明かにした。だからして次ぎに述べるべき問題は絞上の株主の性質即ち貨幣資本家に相似の性質に基いて起るところの配當の一般利子化の傾向である。私は前に株主は一個の債權者として彼の提出せる資本に對して定期的に一種の収益を受けると言つておる。取引所は資本家の經濟には欠かせざる機構である。株券は有價證券取引所——最も廣い意味での——に於て初めて再び貨幣形態に於て回収されるのである。

だからして、株式會社企業及び有價證券取引所の發展は個人企業の場合とは異なり資本の提出者をして全然産業資本家の機能から離脱せしめる傾向を生むのである。即ち彼は只資本を提出して株券を所有してゐる云ふ理由のみによつて、何處でスポーツに耽つてゐようとも一定の収益を受け取ることが出来るのである。と言つても現實に於ては大株主は、同時に産業資本的機能を果してゐる場合がある。然し乍らそれは、彼が大株主である云ふ理由によつて企業の直接管理運載者として選定されたものであつて、一般株主の産業資本家の分離なる近代的傾向を拒否する論理的基礎とはならない。今はこの産業資本家の機能からは全然分離して獨自化したところの株主をして何時でも、その株券の賣却を可能ならしめ、從つて提出せる資本の貨幣形態への回収を可能ならしめるのである。だからして株主 Aktienhaber は結局に於ては貨幣資本家 Geldkapitalist としての性質を與へられるのである。けれども純然たる貨幣資本家ではない。前者の収益は原則としては配當であるに反して、後者の収益は利子である。又前者は、その提出資本を回収する場合には株券の賣却によつて之を行ふに反し、後者は直接的に借主から得るのである。

私は既に以上に於て信用の種類と株主の性質を明かにした。だからして次ぎに述べるべき問題は絞上の株主の性質即ち貨幣資本家に相似の性質に基いて起るところの配當の一般利子化の傾向である。私は前に株主は一個の債權者として彼の提出せる資本に對して定期的に一種の収益を受けると言つておる。取引所は資本家の經濟には欠かせざる機構である。株券は有價證券取引所——最も廣い意味での——に於て初めて再び貨幣形態に於て回収されるのである。

だからして、株式會社企業及び有價證券取引所の發展は個人企業の場合とは異なり資本の提出者をして全然産業資本家の機能から離脱せしめる傾向を生むのである。即ち彼は只資本を提出して株券を所有してゐる云ふ理由のみによつて、何處でスポーツに耽つてゐようとも一定の収益を受け取ることが出来るのである。と言つても現實に於ては大株主は、同時に産業資本的機能を果してゐる場合がある。然し乍らそれは、彼が大株主である云ふ理由によつて企業の直接管理運載者として選定されたものであつて、一般株主の産業資本家の分離なる近代的傾向を拒否する論理的基礎とはならない。今はこの産業資本家の機能からは全然分離して獨自化したところの株主をして何時でも、その株券の賣却を可能ならしめ、從つて提出せる資本の貨幣形態への回収を可能ならしめるのである。だからして株主 Aktienhaber は結局に於ては貨幣資本家 Geldkapitalist としての性質を與へられるのである。けれども純然たる貨幣資本家ではない。前者の収益は原則としては配當であるに反して、後者の収益は利子である。又前者は、その提出資本を回収する場合には株券の賣却によつて之を行ふに反し、後者は直接的に借主から得るのである。

私は既に以上に於て信用の種類と株主の性質を明かにした。だからして次ぎに述べるべき問題は絞上の株主の性質即ち貨幣資本家に相似の性質に基いて起るところの配當の一般利子化の傾向である。私は前に株主は一個の債權者として彼の提出せる資本に對して定期的に一種の収益を受けると言つておる。

私は既に以上に於て信用の種類と株主の性質を明かにした。だからして次ぎに述べるべき問題は絞上の株主の性質即ち貨幣資本家に相似の性質に基いて起るところの配當の一般利子化の傾向である。私は前に株主は一個の債權者として彼の提出せる資本に對して定期的に一種の収益を受けると言つておる。

私は既に以上に於て信用の種類と株主の性質を明かにした。だからして次ぎに述べるべき問題は絞上の株主の性質即ち貨幣資本家に相似の性質に基いて起るところの配當の一般利子化の傾向である。私は前に株主は一個の債權者として彼の提出せる資本に對して定期的に一種の収益を受けると言つておる。

私は既に以上に於て信用の種類と株主の性質を明かにした。だからして次ぎに述べるべき問題は絞上の株主の性質即ち貨幣資本家に相似の性質に基いて起るところの配當の一般利子化の傾向である。私は前に株主は一個の債權者として彼の提出せる資本に對して定期的に一種の収益を受けると言つておる。

私は既に以上に於て信用の種類と株主の性質を明かにした。だからして次ぎに述べるべき問題は絞上の株主の性質即ち貨幣資本家に相似の性質に基いて起るところの配當の一般利子化の傾向である。私は前に株主は一個の債權者として彼の提出せる資本に對して定期的に一種の収益を受けると言つておる。

私は既に以上に於て信用の種類と株主の性質を明かにした。だからして次ぎに述べるべき問題は絞上の株主の性質即ち貨幣資本家に相似の性質に基いて起るところの配當の一般利子化の傾向である。私は前に株主は一個の債權者として彼の提出せる資本に對して定期的に一種の収益を受けると言つておる。

業が、その利潤全部を配當に充てた場合、その現實の配當の投資に際して投資家が期待する最小限度の配當（一般利子十危險ブレミアム）との差額は、何う云ふ風な現象を生むかを問題とするのである。

株式會社は通常三種の資本をもつ即ち公稱資本、拂込資本及び擬制資本 fictive Kapital である。之を一個の株券に就いて言へば、額面金、拂込金、及び株價である。ところでこゝで問題となるのは、此の擬制資本である。而して私は此の純計算的な如何なる意味に於ても現實に實在しないこの擬制資本の本体を理解する爲めに次の如き計算式を利用することにする。

今一、Aなる株式會社の株式資本 Aktienkapital (全額拂込) 百萬マルクを略してPとし

(二)、その獲得する平均利潤 Durchschnittsprofitrate 一五%即ち一五萬マルクは全部配當 Dividende に充用されるものとして、之をDとし

(三)、一般利子率 Zinsfuss を五%即ち五萬マルクとし

(四)、危險ブレミアム Risikoprämie 一%即ち一萬マルクをRとし、  
(五)、重役報酬及び管理費用 Tantiemen und Verwaltungskosten 一%即ち一萬マルクをVとす。

然らば此の株式會社は百萬マルクの資本を以て一般利子の利潤を生み、それを現實の配當に充用する事となる。が今此の配當一五萬マルクを生む產業資本百萬マルクを、一般利子五萬マルクを生む資本として資本化 Kapitalisiert するならば實際上の産業資本たる百萬マルクは、 $K \times \frac{D}{Z} = 1,000,000 \times \frac{15}{5}$  なる公式を通して、參百萬マルクの擬制資本となりて現はれるのである。が然し、株券への投資に際して投資家が期待するものは、一般利子十危險ブレミアムであるが故に、此の現實の配當一五萬マルクを生む產業資本百萬マルクを一般利子十危險ブレミアムに相當する配當を生む資本として資本化するならば

擬制資本は、 $K \times \frac{D}{Z+RP} = 1,000,000 \times \frac{15}{5+2}$  なる公式を通じて貳百萬マルク餘となるのである。然し乍ら更に吾君は、此の利潤の中から生づいて重役報酬及び諸管理費用貳萬マルクを減じて實際の配當を一三萬マルクとななければならぬ。夫故に最も正確な現實的な公式としては、 $K \times \frac{P-TV}{Z+RP} = 1,000,000 \times \frac{15-2}{5+2} = 1,857,143$  マルクであり擬制資本は凡そ百六十萬マルク餘となるのである。かく

して、利潤から來る現實の配當と、投資家が株券への投資に際して期待する投資限度（一般利子十危險ブレミアム）との差額は、八十萬マルクとなつて現はれるのである。而して此の八十萬マルクは株券が全部賣却された場合に貨幣形態に於て實現されるものである。吾君を之を創業利得 Gründergewinn と言ふのである。それは擬制資本から實際資本（拂込資本）を減じた殘りの純計算的な部分に相當するものである。

さて、以上に於て吾君は擬制資本の本体を理解したが次ぎには、此の資本の特殊な流通形態に就いての公式を示して置く必要を感じるのである。今株券Aが發行されて貨幣Gに賣られたとする。然らば此の貨幣は二つの部分に分たれる。即ち產業資本家の手に移り生産資本に轉化され、 $G_1 - W \left\{ \begin{array}{l} G_1 \\ A \end{array} \right.$

Aが次第に於て吾君は擬制資本の本体を理解したものである。それは擬制資本から實際資本（拂込資本）を減じた殘りの純計算的な部分に相當するものである。

さて、以上に於て吾君は擬制資本の本体を理解したが次ぎには、此の資本の特殊な流通形態に就いての公式を示して置く必要を感じるのである。今株券

Aが發行されて貨幣Gに賣られたとする。然らば此の貨幣は二つの部分に分たれる。即ち產業資本家の手に移り生産資本に轉化され、 $G_1 - W \left\{ \begin{array}{l} G_1 \\ A \end{array} \right.$

P...W-L-G\_1 なる生産公式をあがく部分 G\_1 と、

artungskosten 一%即ち一萬マルクをVとす。

然らば此の株式會社は百萬マルクの資本を以て一般利子の利潤を生み、それを現實の配當に充用する事となる。が今此の配當一五萬マルクを生む產業資本百萬マルクを、一般利子五萬マルクを生む資本として資本化 Kapitalisiert するならば實際上の産業資本たる百萬マルクは、 $K \times \frac{D}{Z} = 1,000,000 \times \frac{15}{5}$  なる公式を通して、參百萬マルクの擬制資本となりて現はれるのである。が然し、株券への投資に際して投資家が期待するものは、一般利子十危險ブレミアムであるが故に、此の現實の配當一五萬マルクを生む產業資本百萬マルクを一般利子十危險ブレミアムに相當する配當を生む資本として資本化するならば

夫故に擬制資本の流通形態は次ぎの如くなる。

今日英國でアルフレッド・エフ・トツバム先生と言へば先づ押しも押されもせぬ第一流の Lawyer で、先生の『New Law of Property』と『Principles of Company』とは眞の英法を研究せんとする人々の必ず一讀を要す

$\begin{array}{c} A \backslash G_1 \longrightarrow W / \left\{ \begin{array}{l} Pm \\ A \end{array} \right. \dots P \dots W' \longrightarrow G_1 \\ G_1 \quad G_1 \text{ (Gründergewinn)} \end{array}$   
Gm  
A  
Gm  
無限  
(第11回質上段)  
(第11回質下段)

(第一九回より續く)

し今日では年一年と漸次成文法の量が増加する傾きがある。會社法の如き殊に然りである。それでも日本の如く法律の條文萬能で、寢ても條文、覺めて條文で縛られて居るやうな氣持はしない。現行の英國會社法の各條文を通讀しても直ぐに了解されるが、英國では幾ら成文法の量が増加しても、そんなに干渉的に難かしく出來て居らぬから、實業家の方ではある要點だけは法律の定むる所に従つて、其他の事は各自の思ふ存分に行つて居る。

例へば、彼の信託證書を一つ作成するにしても、日本の法律の如く、明文を以て信託證書に記載すべき事項を列舉して強要しないから

當事者は其の都度實際の狀況に應じて記載事項を増減し得られる。斯くて始めて法律が申し述べて見ると、英國人は實に驚くべき鉛筆で繪のやうな別莊へ連れて行つて下さつた。私は此時こそ本當に身に沁みて嬉しく且つ有難いと思つた。

X X

最後に、英國人を他の外國人と比較して最も目立つ特徴に就いて直覺した儘を在りの儘申し述べて見ると、英國人は實に驚くべき鉛筆で繪のやうな別莊へ連れて行つて下さつた。私は此時こそ本當に身に沁みて嬉しく且つ有難いと思つた。

X X

然るに道を尋ねても御町壁について来て御深切に教へて呉れる。是は英國では幾度となく経験した事で、その他の國では一度も經驗しなかつた事である。

私の友人の内には英國の法律家も居るし、實業家も居るが、彼等も初めは矢張り附き合ひ難かつた。併し附き合へば附き合ふほど親しみの度が濃くなつて、今では親類の如く交際して居る。だから英國人は一寸會つた丈けでは能く解らぬ。矢張り人には添ふて見よ馬には乗つて見なければ不可ぬ。

(完)

る名著である。今夏八月、先生が英國南端の Isle of Wight と云ふ島の別莊へ遊びに行つて居られた時、私の專攻の或る問題に就て、是非とも先生の教へを乞はねばならぬ必要に迫られたので、先生に手紙を出して先生の都合を伺つた處、直ぐ電報で返事をして下さつて更に手紙で委しい返事をして下さつたので

ロンドンを朝早く立ち Yarmouth に着いて機橋の改札口を出ると、先生は態々私の爲めに自動車を用意して「さア御案内しませう」と言つて繪のやうな別莊へ連れて行つて下さつた。私は此時こそ本當に身に沁みて嬉しく且つ有難いと思つた。

(第二二一頁より續く)

註、以上の擬制資本の流通形態で Hilferding の  
加へた貢献は、 $H \setminus G_1$  やある、 $A - G_1 - A -$   
 $G_1 - \dots - G_1$  である、 $G_1 - W \setminus p_m \dots p_n$   
 $W - G_1'$  は既に K. Marx によつて提唱された  
名公式である。私はここで此の生産公式を説明  
して置く必要を感するが、讀者はこの公式の説  
明を必要とする程のものではないと思ふ。

然し作ら茲に注意して置くべきことは、擬制資本  
の大小—その大小は直ちに創業利得の大小となつて  
現はれる—は主として、現實の配當と投資限度（一般  
利子十危険アレミアム）の關係によつて定まるこ  
言ふこと、從つて、今投資限度に變化なしとすれば  
それは利潤（現實の配當）の増加に應じて大きくなり、  
利潤の減少に應じて小さくなることである。反  
対に利潤（現實の配當）に變化なしとすれば、それ  
は投資限度の低落に應じて大きくなり、投資限度の上  
騰に應じて小さくなる。(1) (未完)

寄 贈 圖 書

寄贈者	著者	書名
木村 複橋 氏	同 氏	補訂簿記計理學綱要
大日本雄辯會講演社		明治大帝附明治美談
造幣局		造幣局製貨幣章牌類
大藏省		租稅法規摘要
專賣局	Sachs, A. S.	Basic Principles of Scientific Socialism.
報 告	Saint-Simon und der Sozialismus.	
大阪市役所水道部	Salomon, G.	
同	Salomon, G.	Proudhon und der Sozialismus.
同	Varga, E.	Die Krise der Kapitalistischen Weltwirtschaft.
同	Vorländer, K.	Vollstümliche Geschichte der Philosophie.
中央融和事業協会		Rationalisierung und Arbeiterklasse.

水道事業沿革並現  
況 第十回水道事業報告  
下水道事業沿革並現  
況 融和事業年鑑昭和三  
年版

## 大阪府廳

大正十五年昭和元年  
大阪府統計書

## 編輯餘錄

るものがある。別項御熟讀の上續々申込みあるやう  
希望する次第である。

▲卒業式、入學式ごと目あぐるしご忙しさに追れてゐ  
る間に校庭はこぼるるやうに咲き映ゆる櫻の春さへ  
朝鮮總督府

國民貯蓄ノ現狀  
朝鮮ノ災害

WV-GH' は既に K. Marx によつて提唱された  
名公式である。私はここで此の生産公式を説明  
して置く必要を感するが、讀者はこの公式の説  
明を必要とする程のものではないと思ふ。

關西大學商學會  
大阪株式取引所  
喫山保男氏

高窓喜八郎氏  
福富泰藏氏  
徳尾俊彦氏  
岩井一雄氏  
高津久右衛門氏  
須々木庄平氏

金融研究會  
商業大辭書  
花傳書  
世阿彌著  
新編伊語讀本  
法律學說判例總覽民  
法總則編上下

關西大學商學會  
大阪株式取引所  
喫山保男氏

大株五十年史  
第二十六回大阪市統  
計書  
循環的進化  
和文佛譯ノ根柢  
International Trade  
日本糖業年鑑  
取引所通論

關西大學商學會  
大阪株式取引所  
喫山保男氏

▲卒業式、入學式ごと目あぐるしご忙しさに追れてゐ  
る間に校庭はこぼるるやうに咲き映ゆる櫻の春さへ  
朝鮮總督府

▲前號で御禮を申し上げる筈であつたが、香川縣在  
住校友古市賢太郎氏より、氏が上阪の創本學を訪れ  
撮影されし寫眞數葉御惠送に預り御好意の段厚く感  
謝いたします。右のうち前號表紙にいただいた分、  
並に内部に一葉都合葉だけ使はしていただき、殊  
に表紙繪は趣好技術共に優れた美事な寫眞で評判も  
よかつたので茲に申し添へて謝意を表します。一般  
校友並に本學關係者諸氏の此種寫眞文献逸話等成る  
べく多く御寄稿御惠送に預り本誌内容を豊かなならし  
めたいと考へます。重ねて茲に囁望する次第であります。

▲尚、學報としては版面、製本其他の關係上實行出  
來得ない点もありますが、編輯上御希望があれば遠  
慮なく御申込下さることを希望いたします。校友通  
信其他も一般校友に傳へて可なるものは可及的多く  
採録したいと思ひます。  
(編者記)

▲本號には木村教授の興味ある論文を頂くことで出  
來た。敢て續稿中の吉田教授の眞摯なる研究と共に  
讀者諸氏の御一讀を願ふ次第である。

▲試驗期であった爲か學生諸氏の寄稿が思はしく集  
まるなかつた。頁數の關係上短歌、俳句等も本號に  
は割愛した。何時も希望することではあるが論文、  
隨筆その他詩歌に至るまで眞摯且つ價値ある作品な  
いござとし、本誌上に發表するやう御投稿下さるこ  
とを更めて學生諸君に御願する次第である。

▲以下着者進行中の本學學術雑誌刊行の曉には本學  
報の論述欄は學生諸君の研究發表の機關に充當し度  
じるの案もある事故若しこの案が實現されるれば、各  
専門指導教授の證言を經て學生諸君の論文を本誌上  
に發表し、學術雑誌と相俟つて本學の學術活動に一  
エポックを劃することと思ふ。

大正十一年六月十五日創刊  
昭和四年四月十五日印刷

大阪市此花區上福島北丁目  
編輯兼發行人 霜村盛郷

印 刷 者 谷 口 黙 次  
印 刷 所 大阪市此花區上福島北丁目  
谷 口 印 刷 所 大阪市此花區上福島北丁目

不 複 製 許 發 行 所 關西大學學報局

大阪市此花區上福島

福島學舍 關西大學

大阪市外千里山  
關西大學  
千里山學舍

10月九  
日付

11月

## 關西大學校友ソノ他關係者各位へ

◎千里山學報維持費トシテ、校友ソノ他關係者各位カラ續續多額ノ御出捐ニ預リ有難ク幾重ニモ御禮申上ゲマス。何時モ申上ゲテキマス通リ、出來ルナラバ毎號無料デ御配付申上ゲルノガ本意デアリマスガ、今ノトコロドウシテモ各位ノ御援助ニ俟タナケレバ、到底發行ヲ續ケテ行クコトノ出來ヌ狀態ニアリマスノデ、遺憾ナガラ無遠慮ニト言フヨリモ寧ロ進ンデ御寄捐ヲ仰イデキル次第、何卒惡シカラズ御諒恕ヲ願ヒマス。

◎金額ハ各位ノ御志ニ委セル外ゴザイマセング、大體年額貳圓位御寄捐願ヘマスレバ收支相償フ旨申添ヘテ置キマス。

◎從來御出捐願ヘナカツタ方ニ、コノ際何分ノ御援助ヲ御願ヒ申上ゲマス。ソシテ新タニ御出捐下サル方ハ、御手數デスガ左ノ申込書ヲ御切り取り下サイマシテ、金額ナリ拂込方法ナリ適宜御書入ノ上御送付願ヒマス。

◎尙、一年以上繼續御送リ申上ゲテキル方デ、今尙御出捐ガナク、且ツ維持費ニ付テ何等ノ御通報ニモ接シナイ方ハ、或ハ送付先ニ現住サレナイノデハイカト存ジマスカラ、今後發送ヲ見合セハコトニ致シマス。

昭和四年四月  
關西大學學報局

## 一金額

住所

年度

科名貴

## 千里山學報維持費拂込申込書

號申込書

切取線

校友各位

昭和四年四月

以上

關西大學校友會

## 校友會會員名簿につき謹告

拜啓各位益御盛榮奉賀候陳者從來關西大學校友會名簿は學友會費より出費印刷に附し居候處學友會員欄に比して校友欄の増大甚だしく經費分擔の上にも不公平を生じ出版配付等取扱上にも痛く不便を感じ候に就き今般校友會常議員の決議により左記の如く決定仕候間此段御諒承相成度候

一、名簿需用者は名簿基金として一時金參圓納入のこと

二、一時金參圓納付者は毎年名簿出版の都度無料配付を受くること

三、校友會會員名簿は學友會と分離し獨立會計により出版のこと

四、名簿編纂は便宜上關西大學學報局に委嘱のこと

五、申込基金は關西大學會計課へ左欄申込書と共に納付のこと

六、住所移動は逐一關西大學學報局に通知ありたきこと

七、名簿基金は申込順により學報誌上に發表すること

八、申込基金は關西大學會計課へ左欄申込書と共に納付のこと

九、住所移動は逐一關西大學學報局に通知ありたきこと

十、名簿基金は申込順により學報誌上に發表すること

關西大學校友會

校友會名簿基金

右金額相添ヘ申込候也

一金參圓也

校友會名簿基金

No. 右金額相添ヘ申込候也

昭和年月日

一大明治 昭和年月日  
年專門部 學部 科卒業

住所

氏名

關西大學校友會御中

振替貯金又ハ郵便爲替  
集金郵便

(何れか一方を抹消して下さい)

備考 ○申込基金へ關西大學會計課へ  
○住所勤務等ノ異動ハ學報局へ

希望と榮光に輝く皆様の新學期を御祝申上げます。  
尚ほ店事専ら經濟と社會に關する貴重なる文献資料を中心として  
各般良書の蒐集に内容充當を期し皆様の最も忠實なる助手として  
働かして戴きます、不相變御引立願ひます

◆ 小店古書目錄「經濟と社會」第四號

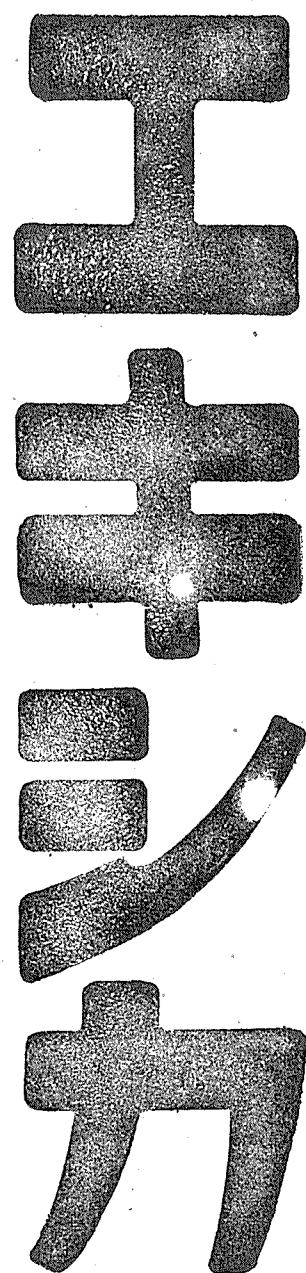


(四六版 全八〇頁以上豫定)

右は四月三十日より發送致します、本號は創業三周年記念號とし  
引續いて良書を解説御紹介致して居ります。御希望の方は實費拾  
參錢全封御申越下さい（發行部數壹千部限）

大阪櫻橋交叉點東 うさよ堂書房

# 消炎剤



# 濕布より便利・安全

使用法簡便

適度の温感を伴ひ長時有効  
看護者の手數を省き得る

肺炎、肋膜炎、氣管支力タル、中耳炎、耳下腺炎、扁桃  
腺炎、ロイマチス、神經痛、打撲痛、齒痛、肩凝、腰痛  
月經痛、盲腸炎等に應用し効果確實副作用なし。

濕布の如く一時間毎に交換の要なく、一日一一回の塗布(貼布)にてよく消炎、鎮痛の効力を奏します……患部の血行を良好にし、毒素の排除を促進して、湿布に優る効果があります。エキシカを塗布すれば患部は直に爽快を感じ、疼痛及不快感を軽減します。胸部の疾患に於ては呼吸困難を緩和し且つ安靜ならしめ、よく自然的の睡眠をなさしめます。之れ回復に向ふ第一歩であります。

100瓦	100瓦
三五瓦	三五瓦
100瓦	100瓦
四合	四合

元賣社  
株式会社 塩野義商店  
大阪市東區道修町三丁目  
東京日本橋區岩附町四番地

# 店舗擴張御披露

拜啓時下春陽櫻花の砌御顧客様愈々御清榮奉賀候陳者弊店儀皆々  
様格別の御引立を以て從來の店舗にては狹隘を感じ來り候につき  
今般洋服部附プレス部を分離致し下記の所に開店仕候從來の店舗  
は食料品部並に喫茶室専用として目下擴張工事中に御座候幸ひ新  
店舗も食料品部と極めて近接致し居り候條御便宜を旨とし忠實業  
に服すべく候間層一層御愛顧御利用の上續々御用命賜り度此段御  
披露旁々奉懇願候

敬具

關西大學  
同第二商業學校  
同甲種商業學校

指定

長谷屋洋服店

電話南四五六〇一四二番  
七九〇〇八番

大阪市上本町六丁目交叉點西北角

# 春一月はる

百貨園の園に

花妍競を競ふ

大阪



三  
越

空に小鳥のジャズ  
野邊に百草のゆめ  
も春の殿堂  
花々は  
綿爛<sup>けんらん</sup>アラモノ、バラソル、ショールなど  
斬新<sup>アラモード</sup>流行<sup>ひやう</sup>の花妍<sup>けん</sup>を競<sup>きそ</sup>ふて  
三越に花をがが盛りです  
三越に花を訪<sup>はまつ</sup>ふ前<sup>まへ</sup>  
の花を摘<sup>つま</sup>ませ

